

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.122
2010/10/1



発行者の住所：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-29-12-305 TEL:03-3423-0185 FAX:03-3402-3218
郵便振替：00120-9-359506 eメール：iken30@mwb.biglobe.ne.jp ホームページ：http://www.1jca.apc.org/iken30
*隔月刊/購読料・送料とも年2500円、一部400円、65歳以上および身障者の方は年2000円 グリーン会員の方は年1000円

大谷 元「妹像」

(無言館所蔵 作者の経歴は14ページ)

大谷元の生家は西本願寺、
幼い頃から由緒ある家系に育った。
兵役をのがれようと思えば、その家柄を利用して
いくらでもできたのかもしれない。
しかし、大らかで
屈託のない性格の元は、
黙って戦地へ発っていった。
可愛がっていた妹を
描いた一枚の絵だけをのこして。
「どんなにきびしい戦況でも、
兄はとてども明るかったんじゃないか
と思います。そういう人でしたから」とは、
大谷元の絵の面差しのまゝの
まだ若々しい妹さんの言葉だった。

(窪島誠一郎「無言館 戦没画学生「祈りの絵」 講談社より)



市民の意見 122号 目次

○巻頭詩 「子どもたちの墓地」	石川逸子	2
●特別インタビュー		
権美智子さんの死因と反核医師としての軌跡	九屋 博	4
●特集 社会的弱者の暮らしと環境		
「気候正義」とコチャパンバ会議	内富 一	9
学童保育の公的責任による制度保証を！	柴田民雄	12
高齢者の不明は「絆」で救えるか	長谷川伸子	15
●運動の現場から		
【東京】 重度障害者の移動時間量「削減は違法」		
○【横浜】 APECはいらない！	安藤裕子	17
○パレスチナとイスラエル	山浦康明	18
ある兵役拒否者から考えるパレスチナの現状	川上園子	22
○オバマのアフガニスタン戦争		
告発サイト「ウイキリークス」とアフガン戦争への衝撃	高橋武智	26
○意見広告運動		
第10期市民意見広告運動の準備中です	橋本保彦	29
●文化		
連載エッセイ⑩ 空気のようなデザイン	鈴木一誌	20
反戦交友録③ 針生 一郎さん	吉川勇一	21
映画紹介 「ソフィアの夜明け」	本野義雄	30
本の紹介 「子どもと話す 天皇って何？」	天野恵一	31
マンガ ふしぎの国のありか②	まつだたえこ	32
●情報		
事務局だより	吉川勇一	33
表紙絵の作者／読者懇談会のお知らせ		
インフォメーション	32	読者のおたより
編集後記／会計報告・会計係より	36	34
カット 村雲 司		
●題字 安西賢誠		

☆10月の読者懇談会のご案内☆

・テーマ：「気候正義って何？」 内富一さん（本号執筆者P.9論文）のお話
日時：2010年10月15日（金）午後6時半～ 参加費：500円 場所：ピープルズ・プラン研究所（東京都文京区関口1-44-3
信正堂ビル2F 地下鉄有楽町線江戸川橋駅「1-6出口」5分 P.14地図参照 TEL：03-6424-5748）

子どもたちの墓地

石川 逸子

バスラ 子どもたちだけの墓地

あの子は ピンポイント爆撃で 真っ黒に焼かれて

あの子は 戦車からのそれ弾にあたって

(もう 聞こえない わらいごえ はずむ足音)

バスラ 子どもたちだけの墓地

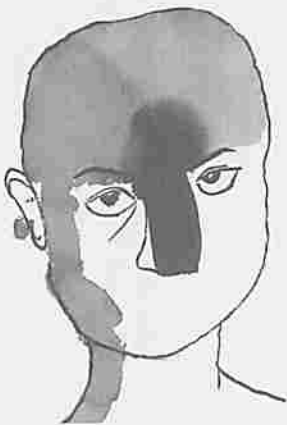
あの子は 飛び散った放射能で 白血病を病み

あの子は 飢えて 顔も頬もしわしわに縮み

(もう 聞こえない わらいごえ はずむ足音)

バスラ そんな墓地にひびく わらいごえ

二〇〇二年一二月 墓石によりかかり はにかむ子どもたち



とりとりの服 とりとりの夢

(あと三カ月後の 砲撃もしらず)

バスラ 子どもたちだけの墓

また ふえた 墓石 また ふえた 嘆き

どれだけ無事だったの ビデオ*に写った子どもたち

(もう 聞こえない わらいごえ はずむ足音)

バスラ 子どもたちだけの墓地

あの子たちの たった一人の顔もしらずに

遠い地からはるばる 一人の男は攻撃命令を出したのだ

(もう 聞こえない わらいごえ はずむ足音)

*豊田直巳氏撮影

「ぼくは小さな灰になって…。——あなたは劣化ウランを知っていますか？」
(御庄博実との共著、西田書店) より。

【作者紹介】 いしかわ・いつこ

1933年生まれ。本誌でもおなじみの詩人。詩集「千鳥ヶ淵へ行きましたか」「ヒロシマ・死者たちの声」「てこな——女たち」など。本誌前号で、初の小説『オサヒト覚え書き——亡霊が語る明治維新の影』を紹介。共著者の御庄博実さんは、今号でインタビューを受けてくださった(4ページ)丸屋博さんのペンネーム。

丸屋 博 さん

樺美智子さんの死因と 反核医師としての軌跡



8.6ヒロシマ平和へのつどい2010 実行委員会主催「グランド・ゼロ のつどい」

本誌121号(8月号)の「事務局だより」にあるように、120号の巻頭詩には、60年安保50年にちなみ、日米安全保障条約反対デモの渦中で亡くなった学生・樺美智子さんの詩「最後に」を載せました。それを読まれた本会会員の丸屋博さん(広島共立病院名誉院長)から、医師である丸屋さんが樺美智子の死因は扼殺であることととりまとめた当時のことを綴った原稿「樺美智子さんの「死の真相」(60年安保の裏側で)」が送られてきました(「現代詩手帖」7月号に「樺美智子さんの死、五十年目の真実―医師として目撃したこと」として掲載)。

丸屋さんは今年85歳。広島で原爆被爆者の治療にあたられてきた医師、劣化ウラン弾反対の科学者、そして御庄博実のペンネームで知られる詩人であり、本誌121号巻頭詩の著者峠三吉とも親交があった方です。医学生だった1945年、岩国に帰省中8月6日を迎え、翌々日残留放射能の中広島で人探しをし、のちに胃ガン、前立腺ガン、膀胱ガンをわずらわれ、自らも被爆ガン患者に認定されています。

安保反対運動から50年経って再び明るみになりつつある樺さんの死因とその後の不可解なできごとを中心に、丸屋博さんの戦後の軌跡と、医師としてかわられてきた反公害・反核の運動について、8月6日広島原爆投下65年目の日の晩、広島市内でうかがいました。

◆ 原点としての原爆体験

丸屋さんは1925年(大正14年)のお生まれで、旧制中学時代に若国海軍航空隊基地の建設に動員されていたそうですが、それは戦時中の勤労働員というわけではなく、まだ開戦前ですよ?

旧制岩国中学1年のときで、1938年(昭和13年)のことです。田んぼの埋め立てに従事させられました。だから軍部に協力したという負い目がある。1941年(昭和16年)12月8日の開戦の日は、早朝の勉強をしていて開戦のラジオニュースを知りました。母が早く死んで父子家庭でしたが、父親が「この戦争は負けるのう」と言ったので、軍国少年のほうはびっくりしました。日露戦争に行ったら父親は岩国で製糸工場を経営していましたが、大不況で倒産し、世界経済の大きさと国際情勢がわかっていたのでしょね。

1944年(昭和19年)の初め、旧制広島高校のクラスで、この戦争は負けるとぶち上げたら吊るし上げられましたよ。旧制高校ももうそんなでした。翌年の2月にはすぐ上の兄がフィリピン沖で戦死し、戦死公報を握って父はほくに「軍隊だけは入ってくれるな」と言いました。医学部だけは徴兵猶予があるとあるので、旧制高校の繰り上げ卒業とともに45年(昭和20年)4月に旧制岡山医科大学(現・岡山大学医学部)に進学しました。岡山にも空襲があり、大学も焼けて授業もまばらです。どうせ負けるなら親父と一緒にいてやろうと、8月初め頃には岩国に帰っていたのです。

8月6日の原爆投下のときは岩国にいました。翌7日、向こう隣の松野さんという家のお母さんから、「博さん、娘が広島に行っちゃま帰ってこないの探してきて」と頼まれま



丸屋博さん 8月6日夜、広島本通商店街で

した。妹と同級の美しいお嬢さんで、8日に己斐（現・西広島）駅まで国鉄で行き、広島を1日かけて探しましたがわかりませんでした。旧制高校の担任教師も即死、死体や重傷者をたくさん見ましたが、瀕死の若い男性の肺の穴から血まみれのハエが入り出す光景が今でもよみがえります。松野さんは数日後、帰ってきたと聞きました。

——戦後、47年に肺結核になられて国立岩国病院で4年間の療養生活を送られたそうですが、医大はどうされていたのですか。

岡山医大3年のときに咯血して、休学しました。そして療養中の50年（昭和25年）に朝鮮戦争が始まります。病院そばの岩国基地から米軍機が爆撃のために飛び立っています。その頃原爆詩人の峠三吉と知り合っていました。その頃原爆詩人の峠三吉と知り合っていました。庄博実の筆名で詩作をするようになり、詩のサークルをつくったりしていたのですが、51年、朝鮮戦争を批判した「失われた腕に——一傷兵のメモより——」という反戦詩を書い

て国立岩国病院の患者自治会報に載せました。米軍の飛行機を「飛行機虫」と形容し、「叩き落としてくれるぞ」と書いたら、この表現が「反米的で、占領目的阻害行為処罰令に違反する」というので逮捕されちゃった。

——はくは、「飛行機虫」という「虫」がいるんだと言いつつ（笑）不起訴になり、その後岡山医大に復学しました。復学後、52年9月に日本共産党に入りました。「オレが入らないと党はダメになる」と思ったもので（笑）。当時の共産党は50年のコミンフォルム（共産党国際情報局）の機関誌における米占領下での平和革命論をめぐって、国際批判を受け入れるかどうか、党内が国際派と所感派に分裂していました。中国地方委員会では、河上肇の弟・左京の子の、旧制岩国中学の後輩でもある河上荘吾君が、多くの部屋を貸してくれと言って細胞会議に使ったりしました。彼は中国地方委員会の批判を書いたりしていた。河上君はのちに原水禁岩国玖珂協議会事務局長をつとめ、「河上肇と左京——兄弟はどう生きたか」（かもがわ出版、2002年）を書きます。

——はくは岡山医大の精神科に残るつもりだったのだけれど、卒業年次の53年頃だったか、助教から、「思想を捨てるか大学を捨てるか」と詰め寄られました。岡山大学医学部付属病院のインターン中、他の病院での当直アルバイトをしたのですが、行く先々でクビになるわけ。こりゃ、医師会に手が回ってると思い

ましたね。

——インターン終了後、大学には残れないしどうしようかと思つて、東大を出てレッドパージにあり、小さな新聞を出したりしていた旧制高校の同級生の及川徹君に手紙を書いたのです。そうしたら、「東京へ出てこい」と言う。及川君のやっている会社は、隣が東京民医連（東京民主医療機関連合会）の事務局で、石神井診療所か代々木病院が医師を求めていると言っているので、まかせますと言つたら代々木病院に着任が決まったのです。1954年（昭和29年）でした。

◆榊美智子さんの死因を調べる

——代々木病院は、現在は東京の千駄ヶ谷にある共産党系の総合病院です。当初はどんな感じだったのでしょうか。

——院長は佐藤猛夫先生で、戦時中は愛国者の軍医だったけど、39年（昭和14年）頃山東省・梁山で八路軍に捕まり、中国で入党、野戦病院の医師として八路に重宝されたみたいです。鄧小平を診察したこともあったそうですよ。戦後、レッドパージで中国へ亡命していた野坂参三と一緒に帰ってきた人で、最初、彼が代々木の日本共産党本部の中に診療所をつくりました。その後千駄ヶ谷に引っ越したのですが、当初は医師が集まりませんでした。赴任したときはベッド数は33床、各科の先生もいて、はくは一般内科の受け持ちとなりました。

だが、その頃は病院の上履きは藁草履わらぞうりでしたね。先にいた医師I先生は、ハルビン医大中退で医師免許がないことがわかって辞めましました。そんな時代でした。

——いよいよ60年安保、つまり日米安全保障条約改定に反対する国民的運動と、当時22歳の東大生・樺美智子さんが国会前のデモで亡くなる6月15日が近づきます。

あの事件のあった1960年6月、院長の佐藤先生は中華医学会の招きで中国に行っていて不在でした。ほくも6月14日は、午前中の診療後にデモに行くと憶えています。その前にも数回デモに参加しましたが、ほくたち医療班はデモの後ろについて支援するのが役目で、特に党から動員はされていません。6月15日は病院で診療していました。

ところで当時ほくは、大学研究室に残れなかったので、病理解剖の勉強がしたいと、院長の同窓生で、東京大学医学部の付属機関である伝染病研究所(現・東大医学研究所)の草野信夫先生のところへ、週2回勉強に通っていました。病理解剖の助刀をしたり抄読会があったりで勉強になりました。伝染病研究所は芝・白金台にあり、草野先生は党员で、教授になれず助教のまま病理解剖を担当していました。

16日の診療後、呼ばれて院長室に行くと、副院長の中田友也先生と日本社会党参議院議員の坂本昭さんがいました。坂本さんは、や

はり佐藤院長と東大医学部の同級生で、国民救援会の会長もしていた。15日にデモで亡くなった樺美智子さんの司法解剖が、今朝慶應大学の法医学教室で行なわれたばかりで、中田副院長と医師でもある坂本議員がその解剖に立ち会い、執刀医の解剖所見をもらさず筆記したプロトコルを、ほくが託されました。「伝研の草野先生にこのノートを見てもらい、解剖学者としての見解を聞き、死因をまとめてもらいたい」と言うのです。

持って行ったところ、樺さんは、腹部を固いもので突かれたらしい脾臓の激しい出血、そしてさらに喉仏の両側の扼痕げつごんがあることから、直接の死因は扼頸げつごんによる窒息死というのが草野先生の結論でした。

——坂本昭議員が樺さんの死因について6月21日に記者会見し、また社会党が23日に警視總監や機動隊長などを殺人、職権濫用、傷害罪で東京地検に告訴します。メディアも丸屋さんのところに殺到したでしょう。

各新聞社が代々木病院にやってくるわけですよ。その矢表に立ってくれたのは中田友也副院長でした。また、樺俊雄・光子夫妻が医局にきて「娘の死の真相を明らかにしてほしい」と、ほくも直接頼まれました。

各紙はもちろん、「アカハタ」も取材に came した。話したことは各紙の記事と同じような内容なのですが、「アカハタ」は気になっていました。ところが明日の朝に載ると言われたグラ

を見るとひと言も掲載されていませんでした。どうやらアカハタのデスクで止められたらしいのです。それは樺さんがフント(編集部注・共産主義者同盟。58年、日本共産党の路線に対して反対する学生組織として結成され、のちの新左翼の基盤となる)だから、ということのようです。

◆樺さんの死をめぐる警部補の変死

——そういった党の硬直性について、党员である丸屋さんは当時どう思われましたか？

ほくは当時中央委員の健康管理をしていましたが、とてものがかりしました。党こそが真実を語らないといけないのに、と思った。今でもほくは党籍があります。党はほくにとつての芥川龍之介の『蜘蛛の糸』です。信じている限り絶対に強い。共産党こそが真実を語り、日本を解放してくれると思っていました。今でも信じています。が、今のやり方がいいとは思いません。自分に都合の悪いことは切り捨てる。

代々木病院時代、アカハタ紙には、健康相談コーナーにレギュラーで書いていました。アカハタの医学担当記者になればと科学担当の浅見善吉さんに誘われたこともあります。

——その後、樺さんの死因は、「人ナダレによる圧死」という結論となり、鑑定書についても公表されず闇に葬られてゆきますね。丸屋さんはどうなされたのでしょうか。

7月9日、国会前で正面衝突をした警備隊で告訴もされていた第4機動隊の現場責任者・岡田理警部補が、「ノイローゼで入水自殺」したとして死体が板橋で見つかりました。坂本昭議員が、調べてくれというので、代々木病院近くの探偵社でアルバイトをしていた詩人仲間に調べてもらったら、死体があったという板橋の場所には水がない。水のない水死体です。戸田橋上流の荒川で水死したとされましたが、船頭組合も水死体が揚がったと言っていない。遺体確認は親戚や大塚の監察医がしましたが、岡田警部補の妻が確認していません。また、岡田家は警察が詰めて遺族に会えない。近所づきあいもよく、ノイローゼとは縁遠い人で自殺なんかする人じゃないと言う。

新聞では、警部補は6月13日に「部下の指導監督の能力を失った」という理由で辞表を出したことになっていますが、辞表は社会党が告訴した6月23日に出されたんじゃないかというのが坂本さんの意見です。

——現場の小隊長であった岡田警部補は、6月15日の樺さん扼殺の目撃者かもしれませんが、もししたらそれゆえに権力に謀殺されたのかもしれないというわけですね。

中田友也副院長に、「あんまりやると丸屋さんも水死体になるよ」と言われました(笑)。樺さんはデモ隊の中ほどにいたとされますが、今年になり、同じデモの中にいた当時東大の

長崎(旧姓榎本)暢子さんが、もみ合っているうちに気がついたらデモ隊の最前列に押し出されて警官隊と対峙していて、お腹を警棒で突かれたり頭を殴られたと証言しているのので、樺さんの死因は検察の言うデモの隊列の後方で起こる「人ナグレによる圧死」などでないことは間違いないでしょう。

そんな頃、岡山大の院生に代々木病院の当直を世話したりするなど出身校の縁もあって、岡山県倉敷にある新産都市・水島の検疫所長の斡旋を依頼されている、戻ってこんかという話をもらいました。多くの詩人友だち、また新日文(新日本文学会)の中野重治の党除名問題もあり、第2子の死などもあってほくも精神的に少し参っていました。1、2年のつもりで岡山に行きました。63年のことです。

◆岡山の公害病研究者、広島医師、平和運動家として

——丸屋さんは、詩人としての顔のほか、韓国人被爆者問題や劣化ウラン反対についての発言も有名ですが、それ以前の70年前後に公害問題の先駆者という印象があります。代々木系の医師でありながら、厚生省のお役人になるわけですね。

水島は瀬戸内海に面した水島港を持つ一大コンビナート。当時は

水島臨海工業地帯の草創期です。検疫出張所の話は、久保全雄先生に相談しました。彼はソ連から小児まひの生ワクチン輸入に尽力し、公衆衛生の分野で学術委員をしており、のちに新日本医師協会会長になる人です。その久保先生が、新産都市の中核部に入れるので行け、と言う。どうせ採用されないだろうと思って厚生省の面接を受けに行つて「黨員です」と言ったら、それでもよい、というので受かっちゃった(笑)。厚生省の検疫課「広島検疫所水島出張所長」の肩書きです。そのままた代々木病院には戻りませんでした。佐藤猛夫院長も呼び戻しにこられました。

こちらの仕事は面白かったですね。検疫官の帽子をかぶってゆくとどこの工場もフリーパスです。工場でどんな工業汚水を出しているかを検査したり、三菱重工の石油流出を調べたりしました。そこで4年半くらい検疫官をやったのです。

当初、水島港はできたばかり。月に10杯船



被爆建物でもある広島本通商店街の広島アンデルセン前で

が入ってくるかどうかで、結構暇でした。なので、民医連(全日本民主医療機関連合会)の医師として医療生協(医療生活協同組合)の水島診療所で手伝ったりしていた。ところが港湾が整備されて月に20杯くらい入ってくるようになる。忙しくなり、検疫所を辞めたいと厚生省に言ったら、辞めてくれるな、和歌山の支所長かWHOへ行ってくれと言われました。また川崎製鉄から産業医になってくれと言われたこともあります。

ぼくはもともと臨床医なのでそれらを断って、水島協同病院の医師になり、全国生協の医療部会の運営委員をしたりしました。水島協同病院でぜんそく患者などを診る中、大気汚染とぜんそくとの因果関係を調べたりして、これらのことを「公害に挑む——水島コンビナートとある医師のたたかい」(新日本新書 1970年)、『大気汚染と健康』(新日本新書 1972年)という本にまとめました。「前衛」にも公害関係の論文を書きました。また、公害病の患者の組織化や74年に施行される公害健康被害補償法制定の衆院参考人にもなりました。当時、三木武夫や橋本龍太郎とやり合ったこともありますよ。

——その後、広島に戻ってこられますが、丸屋さんの平和運動のお仕事はますますお忙しくなりますね。

1977年、医療生協のセンター病院であ

る広島共立病院ができ、院長を探している中、生協医療部会からの要請もあって、広島に帰ってきたわけです。奇しくも77年は、それまで分裂していた社会党系の原水禁と、共産党系の原水協による統一世界大会が行なわれた年です。85年に再び分裂しますが、ぼくは何とか統一を維持したかった。

その被爆40年の85年、被団協(原爆被害者団体協議会)による1万5000人の全国調査が行なわれようとしていましたが、社会党系被団協からは共産党系被団協に調査カードが回ってこない。調査サンプルとしてもまずいので、ぼくは両者をとりなそうとして、広島県原水協理事長の佐久間澄さんに、社会党系の広島県被団協理事長である森滝市郎さんへ「すまなかったと、一言お詫びを言ってお返し」とお願いしました。佐久間さんが「お詫びに行こう」と言われたとき、ぼくは思わず涙がこぼれました。これで両被団協に協力・共同の道が開ける、と思ったのです。事務局次長の迫田正利さんに設定をお願いして、当時YMCA総長だった相原和光さんの総長室で、YMCA平和研究所の永井秀明さんを交えて5人で「一緒にやろう」と固い握手を交わしました。結局、統一調査は夢になりましたが…。

広島・長崎で交互に行なわれる原水協系の世界大会の1998年は広島での開催でした。「核と世界の子どもたち」という詩劇を世界大

会の終幕に15分ほどやるよう依頼され、脚本を書いたりして、好評でした。次の2000年広島大会では同じ主題のパートⅡで、「世界のヒバクシャ」として米軍がイラクで使用した劣化ウラン弾被害も取り上げました。ところが、02年の大会では評価が違ったのです。党中央が「劣化ウランは核兵器ではない」「世界大会にそぐわない」と言う。劣化ウランと米スリーマイル島の原子力発電所問題を取り上げようとしたが、これも中央からクレームがきました。

——丸屋さんには、劣化ウラン弾や原発の問題について、もっと党に向かって発言していただきたいですね。最後に、原水禁の統一運動についての展望をお話しいただけますか。

人類と核は共存できないというのがぼくの持論です。ヒバクシャは劣化ウランや原発によって増え続けている。世界中のヒバクシャの団結を呼びかけ、核廃絶のイニシアティブを取るのがヒロシマの役目です。

2つに割れた被団協、世界大会を1つにできるのは、ぼくは日本共産党だと思っています。分裂していることがどれだけ被爆者に、平和運動に、手かせ・足かせになっているか。党はもっと視野を広げ度量を大きく持つてもらいたいですね。

(まるや・ひろし、広島共立病院名誉院長、本会会員
インタビュー、写真 諸橋泰樹、本誌編集委員)

特集 社会的弱者の暮らしと環境

酷暑に見舞われた2010年夏。社会環境の劣悪さが社会的弱者を直撃した。異常気候をどうするかは「地球温暖化問題」ではなく、気候正義を実現することであるという新しい方向と、進まない学童保育制度や高齢者の「二行方不明問題」がすくわれて社会環境整備の政策であることを提起する。

「気候正義」とコチャバンバ会議

——名古屋でのCOP10開催を前に

内富 一



◆コチャバンバ会議とは

今年4月、日本ではほとんど注目されなかったが、国際的には極めて重要なアースデー・イベントが行われた。4月20日から22日までの3日間、ボリビア中部コチャバンバ市近郊ティキパヤにおいて開催された、第1回「気候変動と母なる大地（マザーアース）」の権利に関する世界民衆会議（コチャバンバ会議）である。世界142カ国から社会活動家やNGO関係者ら約3万5000人が参加した世界的な会議であったにもかかわらず、日本国内の大手マスコミは一切報道せず、日本のNGOからの参加も筆者の知る限りでは皆無であった。

同会議は、前年12月に大国の利益中心の非民主的運営から「完全な失敗」に終わったとNGO側から酷評されたコペンハーゲンでのCOP15（第15回気候変動枠組条約締結国会議）に對抗して、世界の（特に南側諸国の）民衆の声を気候変動問題への取り組みに直接反映させる

ことを目指し、ボリビア多民族国のエボ・モラレス大統領の提唱で開催されたものである。

4月20日の開会式において大統領は、コペンハーゲン合意の失敗を受けて、気候変動問題に関して「真に民主的な話し合いの場が必要」となったと会議の意義を強調したが、この会議の特徴は、多くのNGO活動家が排除されたCOP15や、16カ国のみにより米国で同時期開催されていたCOP16準備会合とは異なり、「誰でも参加できる（そして国連での気候変動交渉も本来そうあるべき）」（気候変動交渉ボリビア代表アンヘリカ・ナバロのことは）こと、会場では特に先住民代表の参加者の姿が目立っていた。

会議では、「気候変動を引き起こすシステム」の分析、「自然との調和」「母なる大地の権利」「世界住民投票」「気候変動国際法廷」「気候移民（環境難民）の権利」「先住民」「気候債務」「森林保護」「排出権取引の危険性」「農業および食糧主権」など非常に広範なテーマについて

17の作業部会に分かれて討議が行なわれ、それぞれのテーマごとに決議を採択。最終的には、気候変動交渉に対する南側民衆の要求をまとめた歴史的な合意文書「コチャバンバ合意（民衆合意）」*が採択された。その成果は国連へも報告され、11月末のメキシコ・カンクンでのCOP16の場でも提案されようとしている。

*「コチャバンバ会議」「コチャバンバ合意」の詳細い内容については、「開発と権利のための行動センター」サイトにおける、青西靖夫氏全訳による「気候変動民衆会議・合意文書」(<http://cdeccocodgentry.com/ao/2010/04/post-cfb.html>)や「シユビリー関西ネットワーク」のサイト(<http://allatenc.jp/jubilee/kanasai/>)などを参照されたい。

◆コチャバンバ合意の概要

コチャバンバ会議には、最終的に3万5352人（うち海外代表団は9254人）が参加、政府代表の出席も56カ国（すべての最貧国を含む）に及んだ。

会議最終日（ボリビアが国連総会に提案し採択された「マザーアースデー」である4月22日）には17の分科会の討議をまとめた「コチャバンバ合意」が発表された。

コチャパンバ合意では、「気候変動の先進国による対応はその原因である資本主義システムを疑問視することなく、単なる気温上昇の問題と捉えている」と非難し、「飢餓、食料問題、気候難民といった現在起こっている、また今後起こりうる大問題に触れ、搾取と貧困を生む資本主義に代わる新しいシステムの構築」の必要性が訴えられ、「母なる大地の権利のための世界宣言」の採択や「1990年比で少なくとも50%以上」という先進国の国内二酸化炭素排出削減目標（2017年まで）、「気候変動に関する紛争解決機関『気候変動と環境に関する国際法廷』の設置など、会議で話し合われた内容が網羅的に折り込まれた」（以上、松枝愛「ポリビア気候変動世界会議」日本ラテンアメリカ協力ネットワーク・ニュースレター「そんりさ」第125号（2010年6月12日発行）より引用）。

◆コチャパンバ合意の歴史的意義

① 「気候債務」返済と「気候正義」を要求

筆者は、「コチャパンバ合意」を、地球環境の破局へと向かいつつある現代世界の根本的矛盾を解決するための方向性（もう一つの世界のあり方）を指し示した、歴史的な文書であると考えている。なぜ「コチャパンバ合意」がそれほど重要なのか。

それは、歴史上初めて先住民を含む南側民衆自身が主体となって気候変動国際会議を

行ない、北側先進国に対して「北は南への『気候債務』を返済せよ」という要求を明確に打ち出したからである。

最貧国に対する債務帳消しキャンペーン「ジュビリー2000」以来、世界の債務帳消し運動は、債務問題の解決なくして途上国の貧困問題、南北問題の解決はありえないことを訴えてきた。注目すべきことは、昨年のCOP15に向けて新たに「気候債務」「気候正義」をライメットジャステイス」という主張が、グローバル・ジャステイス運動（オルターグローバリゼーション運動）の中で共有化されてきていることだ。COP15に並行して、コペンハーゲンでNGOや社会運動が結集して開催された昨年の「クリマフォーラム」の宣言では、「気候債務の存在の確認、返済、補償」が明記された。ポリビア政府の気候変動交渉代表アンヘリカ・ナバロが、COP16に向けての今年4月のボン会議において「先進国は気候債務を返済せよ」と明確に主張したことで、世界中の注目が集まり、第3世界諸国政府、市民運動、NGOが同調するようになり、EU諸国も認めるようになってきている。

「気候債務」という概念が画期的なのは、カナダの知識人ナオミ・クラインが強調しているように、道義的責任を問う政治的スローガンとしての「環境債務」が、「奴隷貿易、資源収奪、先住民民族絶滅へ補償・賠償せよ」と主張しても数値化不可能なのに対して、「炭素

債務」は過去200年に先進国が1人当たりどれだけのCO₂を排出してきたのか、大気をとれだけ独占しているのかを数値化できることだ。環境民衆ネットワークであるジュビリーサウスの試算によると先進国によるその額は13兆〜15兆ドルとなっており、現在の第3世界の債務をすべて帳消しにしてもお釣りがく。そしてナバロ代表が「気候債務を返済せよ」「大気圏を明け渡せ」と国際交渉の場で主張したことが、コチャパンバ合意では「大気の脱植民地化」「気候難民の権利の保障」「気候債務の返済」という文言で、南側諸国、世界の社会運動の統一した要求として確認されたのである。

さらに「気候債務」の確認は、「気候正義」をライメット・ジャステイス」を実現する上で決定的に重要だ。「気候正義」とは、「気候変動の責任の8割は先進国にあるのに、被害の8割は途上国に集中している」という気候変動問題における南北間の不公正な関係を変革するために、不公正な世界システムそのものを公正なシステムに変革しなければならないという考え方である。気候変動交渉が進展しない最大の要因は、自然資源と経済活動の地球規模でのバランスを指標化したエコロジカル・フットプリントの議論からも明らかのように、世界全体が米国人と同じ水準の生活を追求すれば地球が5個も必要となる人類全体が普遍化しえない特権的な北側の生活スタイル（大量

生産・大量浪費・大量廃棄)を維持しつつ、なおかつ先進国が「経済成長路線」を追求していることにある。「気候正義」なくして気候変動交渉における南北間の対立は解決不能であり、そのためには「気候債務」の存在を認めることと、北側での「脱成長」が不可欠なのである。

◆コチャパンバ合意の歴史的意義

②—資本主義を批判し「脱成長」を主張



コチャパンバ合意では、「資本主義システムは、競争と進歩、際限なき成長という論理を私たちに押しつけてきました」と述べ、「人類は大きな選択を迫られています。資本主義の道を選び、略奪と死を選ぶのか、自然との調和と命の尊重という道へ踏み出すのでしょうか」と問う。そして、「私たちが支持するモデルは、破壊的な際限なき開発ではありません。それぞれの国々は、人びとの基本的な必要を充足するために財やサービスを生産するために必要がありま

ません。その道は地球が5つもなければならぬものであり、地球の許容量を越えているのです。現在でも既に再生産可能な地球のキャパシティを30%以上も上回っています。こうした母なる大地からの過剰な搾取のリズムでは、2030年には地球が2つも必要となるのです」と、明確に資本主義を批判している。モラレス大統領は会議の中で「地球が減びるか、資本主義と母なる大地(マザーアース、現地語ではパチャママ)のどちらを取るのか選択を迫られている」と問題提起し、資本主義の「際限なき成長」という破滅的なモデルからの脱却と、自然と調和して暮らす先住民の「善く生きる(ビビル・ピエン)」（英語ではリビング・ウエル「健全な生き方」とも訳される）という伝統的な概念に基づいた新たな発展モデルの必要性を訴えた。地球環境の破局を避けるためには、コチャパンバ合意で主張されている「脱成長」「脱開発」モデルの一刻も早い全世界的な確立こそが求められているのである。

◆コチャパンバ合意の歴史的意義

③—「世界一斉住民投票」とグローバル民主主義の可能性

さらにコチャパンバ合意では「人類の未来が危機に瀕している時に、コペンハーゲンで不毛にも目指されたような、先進諸国の一部の政府がすべての国のことを決定しよう

とするのを認めるわけにはいきません。決定はすべての人びとの手にあるべきです」として、「軍事費を削減して気候変動対策に資金を回す」「破滅的な資本主義システムそのものは是非を問う」「世界一斉住民投票」という方針が打ち出された。全世界の民衆の直接的な意思表示により、気候変動問題に関する方針を決めようという、画期的な提案だ。

コチャパンバ会議が示したのは、人類全体が普遍化できない、地球が5つも必要な生活(生産・消費)スタイルという現在の特権的な地位にしがみついた北側諸国の姿勢(成長路線)が変わらない限り、すなわちクライメイト・ジャスティス(気候正義)の実現なくして気候変動をめぐる国際交渉の進展がありえないこと、交渉を進展させる唯一の道が「グローバル民主主義」の実現、すなわち世界人口の大半を占める第3世界の民衆の声を交渉プロセスに反映させることだという真実である。

名古屋でのCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)開催が目前に迫っている(10月11日から29日まで)。今回の会議では「遺伝子資源利用の利益分配」等をめぐる激しい南北対立から「コペンハーゲンの二の舞」になることを危惧する声すら出始めている。COP10の成功に向け、コチャパンバ会議の成果から学ぶべきことは多いのではないだろうか。

(うちとみ・まこと、ジュビリー関西ネットワーク事務局)

学童保育の公的責任による制度保証を！

柴田 民雄



★地域の子育てコミュニティを崩壊させたのは政府の責任

そもそも、都市に核家族が多くなり、家庭や地域の子育て能力が低下してしまった原因は、1950～60年代の高度経済成長政策に、子育て支援の視点が欠落していたことに由来すると考えます。

その後、運動の成果として、保育園が制度的に一定程度確立され、保育士の身分保障も進んでゆく一方で、子どもが小学校に入学した後の放課後の保育については、全く制度が追いついて来ない状況が長く続きました。子どもは「カギっ子」と言われて、犯罪の被害や非行化など社会問題化しました。

ところ保育園の最低基準が児童福祉法に基づいて初めて規定されたのが1948年だったのに対して、1989年になってやっと学童保育（放課後児童健全育成事業）が児童福祉法の第2種社会福祉事業として位置づけられたものの、最低基準はいまだに規定されていません。

★少子化対策は国家存亡を賭けた喫緊の課題

そもそも国の責任で引き起こされた少子高齢化の傾向に対する対策が、進展を見ないでいる間に、1989年には合計特殊出生率1.57ショック、2005年には1.26と、もはや国家存亡の危機とまで言われる状況になりました。今後、危機的状況はいつそう深刻化すると思われまます。

国もさまざまな対策を講じようとしている様子がありますが、学童保育について相変わらず最低基準を設けて全面的に公的責任で行おうという方針は出てきません。むしろ、保育を必要とする児童のための施策を、「全ての子ども」のための、あいまいな施策で代替させ、安上がりにすませてしまおうという意向が見られるのです。この傾向は、自民党から民主党に政権交代が起こっても、是正されるどころか、むしろ加速しようとしています。

★放課後子どもプランと名古屋市の動き

06年5月、文部科学省管轄の「地域子ども

教室推進事業」と厚生労働省管轄の「放課後児童健全育成事業（学童保育）」という2つの放課後対策事業を、一体的あるいは連携して実施するという「放課後子どもプラン」が創設されました。「地域子ども教室」はその後「放課後子ども教室」に変わりました。

放課後子ども教室とは、「小学校の余剰教室等を活用して、地域の多様な方がたの参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施」するということで、対象は全ての児童であり、地域の高齢者などのボランティア参加による、地域の教育力の活性化も目指しているのが特徴です。子どもたちにとって、放課後の安全な遊び場所が学校内で提供されるといふことや、学校教育以外の様々な社会教育に触れる機会が提供されるといふメリットがありますが、そもそも、学童保育とは対象児童も、目的も全く異なる事業です。

私のかかわっている名古屋市中では、00年度からトワイライトスクールが順次実施され、現在ほとんどの小学校で実施されています。ところが名古屋市の全国的にもまれなほど部活動が盛んで、トワイライトスクールの利用児童は、家庭や体育館、プールなどで遊ぶことはまず不可能であること、学校外の公園や教育施設へ引率して行くこともしておらず、結果的に一部屋の中に閉じ込められているということなどから、多くの子どもが喜ん

で利用しているとはとても言えない状況になっていきます。

しかし、一方の学童保育は、ほとんどが民設民営で、不十分な助成金で苦しい運営を余儀なくされており、月額平均約1万8000円の保育料負担があります。トワイライトスクールは、年間500円程度の保険料のみで、保護者負担はほぼゼロですので、トワイライトスクールを無料の学童保育として利用してしまう家庭が（とくに低所得層の多い地域ではその傾向が顕著で）あり、学童保育の利用者が増えない一因となっています。

★名古屋市のモデル事業は親子の気持ちに配慮していない

加えて、09年度からは、このトワイライトスクールに学童保育「的」な要素を加えた、混在一体型の「名古屋市放課後子どもプランモデル事業」が、市内10カ所で実施されています。この「モデル事業」は、トワイライトスクールと同様に学校内の余剰教室を使用し、17時までは全児童を対象として無料、17時から19時までは選択登録児童を対象として月額5000円でおやつ付き、というもので、17時までの時間は、全児童と一体の状態です。

私たちは、学童保育所とは、児童が放課後、家庭の代わりに一時的に帰宅する場所であり、親代わりの専任指導員が、一人ひとりの児童

を丁寧に看る場所であり、同時に子ども自身が我が家のように安心して解放されることが許される場所、自分の居場所を確保できる場所であってほしいと考えています。

しかし、この「モデル事業」のような「混在一体型」の施策では、17時以前の時間帯については、指導員は学童保育「専任」ではあり得ず、日ごとに異なる「全ての」児童に対応しなければなりません。定員もありません。また、そもそも、学童保育を目的としていない事業に、17時までの時間、強制的に参加させられることになる子どもたちの気持ちを考えれば、とうてい認めることはできないのです。

★国の「子ども・子育て新システム」の危険な流れ

さて、国の動きに目を転じますと、危険な流れと言わざるを得ない動きが始まっています。

今年2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」の「IV 雇用・人材戦略」子どもの笑顔あふれる国・日本①の中で、「1. 待機児童の解消（就学前）：（1）幼保一体化」が挙げられました。これは13年までに「幼稚園保育所の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供する「こども園（仮称）」に一体化、利用者事業者が契約する利用者補助方式への転換」を実施すべきという、きわめて性急

な内容となっています。

この中味は、保育園の最低基準を撤廃し、企業参入を自由化し、保育を利潤追求の市場にしようというものだと考えられます。

そして、同じ章の「2. 働くことを希望するすべての人が仕事を継続・復帰」では、13年までに「放課後対策の体制を整理・強化」とあり、幼保一体化とリンクして、学童保育をなし崩しに全児童施策に吸収させようという目論見が読み取れます。

さらに、同年6月25日の「子ども・子育て新システム検討会議」の「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」P.7「（4）放課後



2010年1月、名古屋学童保育連絡協議会・なごやっ子の放課後を考える会共催シンポジウム「学齢期の子どもの放課後をみんなで考えよう!!」

児童給付(仮称)にも「○放課後児童給付(仮称)については、(略)放課後の遊びの場と生活の場を提供するサービスとして、個人に対する利用保障を強化する。○指定事業者ごとに利用登録する仕組みを導入し、登録児童数に応じて当該指定事業者に費用保障する。」とあり、放課後子ども教室(遊びの場)と児童保育(生活の場)を区別せず、国は費用支給のみを行うという、保育の中味に対する公的責任を大幅に後退させる内容となっています。

★公的責任で学童保育を行なつてほしい声を上げて下さい

共働きやひとり親家庭の保護者が安心して子どもを預けられ、子育てコミュニティをつくって助け合える場所を、質・量の両面で保証することは、男女共同参画社会を推進する上でも、ワーク・ライフ・バランスの取れた社会をつくる上でも、家計を支えて景気を上向かせるためにも、そして何より少子高齢化で存亡の危機に瀕している日本を救うためにも、必要不可欠です。しかし、国の動きは、それとは正反対の方向へ、「平成」25年度の施行を目指す」という性急さで、強引に舵を切ろうとしています。

最低基準の撤廃と企業参入による福祉の市場化の方向ではなく、戦後60年積み上げてきた運動の成果を正當に引き継ぎ、基準などの実施内容に対して公的に責任を負い、その実

現のために抜本的な財政支出の拡大を行なうことこそが、私たちの求める施策のありかたです。

どうか幅広い立場の皆さんからも、大きな声を上げていただけるようお願いいたします。

注

- (1) <http://www.houkago-plan.go.jp/>
 - (2) <http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>
 - (3) <http://www.8cao.go.jp/shoushi/10notto/08kosodate/pdf/youkou.pdf>
- しはた・たみお、名古屋市学童保育連絡協議会副会長

♪ 10月の読者懇談会のご案内♪

恒例の読者懇談会を開催します。編集委員や筆者と懇談ができる場です。お気軽においでください。

日時：2010年10月15日(金)午後6時半から

参加費：500円

講師：内富一さん(京都在住・本号執筆者)

「「気候正義」って何？」

場所：ピープルス・プラン研究所

電話：03-6424-5748



◆「市民の意見」121号の訂正◆◆◆◆

P.30本の紹介『オサヒト覚書き——亡霊が語る明治維新の影』石川逸子著(一葉社)の価格「2800円+税」とあるのは、「3800円+税」の誤りでした。お詫びして訂正します。

▼ 表紙絵の作者 ▲



大谷 元

(おおたに・はじめ)

1917(大正6)年2月12日、京都市に生まれる。1937(昭和12)年4月東京美術学校油絵科入学、1941(昭和16)年12月繰り上げ卒業。42年2月1日、輜重兵第53連帯に入営、43年7月独立自動車第264中隊付として出征。満州(中国東北地方)奉天警備後、1944(昭和19)年4月にサイパン島上陸。警備兵として従軍中、7月18日、テニヤン島で戦死。享年27歳。

高齢者の不明は「絆」で救えるか

長谷川 伸子



記録に残る猛暑だった今年の夏は、年齢というもう一つの記録も熱い話題となった。生きていれば111歳になる男性がミイラ状態のまま家の中で30年間も放置されていたのが見つかったことを発端に、「所在不明高齢者」「消えた100歳」などと称されるようになった問題である。

▼巷間でわき起こるノスタルジックな「絆」論のあやうさ

最初に注目されたのは、ミイラと同居していたという異様さと並んで子どもによる親の年金の不正受給であった。自治体が100歳以上の高齢者の所在確認を始めたのも、主にその観点からであったろう。しかしその結果、所在不明高齢者が全国で何百人といることが明らかになっていき、また200歳を超える戸籍上の生存者まで続々と現れるに至って、この現象は戸籍や住民登録の制度の不備、人口統計の信頼性から行旅死亡人の身元確認まで様々な論点を提示する問題へと発展していった。

論点の1つが「家族の絆」であるが、これは自治体が不明者の行方について子ども等にも問い合わせても何の情報も得られないという

ケースが出てきたことによる。「高齢の親の生死を知らない／気にとめない子どもというのは、いったいどういう人間なのか」「家族・地域の絆が弱いからこんなことになった」というような感想が、政治家やテレビのコメンテーターなどから次つぎと出された。

家族なり何なりが、家出人捜索願い・転出届・失踪届・死亡届等を出さないと、住民基本台帳や戸籍の上ではいつまでも生き続けてしまうケースが少なからずあるというのには、虚をつかれたような驚きであった。確かに同居の家族がいたり、別居の家族がこまめに連絡をとっていたり、日常的に付き合う人が近所にいれば、家族の死を意図的に隠す数少ない例外を除いてこんなことはまず起こらないであろう。しかし、これをすべて「絆の弱体化」で論じるのは無理があるように思う。

そもそも、所在不明の高齢者の存在は、今に始まったことなのであろうか。戦前戦後を問わず、いつの時代にも自ら望んで、あるいはやむを得ない事情やなりゆきから、所在不明になる中高年者は一定数存在したのではないだろうか。高齢者人口の増加に応じて実数としては増えている

のかもしれないが、割合としてはどうなのか。この辺のことは、もっと検証されるべき課題のように思う。この間の議論を聞いてみると、事実に基づいた発言というよりも、単に、「夫婦に子ども2人、祖父母は別居でも孫をかかわる」というような、高度成長期以降の理想の家族イメージから語っているに過ぎないように感じられるからだ。

また、現在の所在不明「高齢者」は最近不明になったわけではなく、少なくとも数十年前に「不明」になった人がおそらく多いと考えられる。不明高齢者予備軍を過去のある時期に生み出したことと、現在、不明の人を不明のまま放置していることは、別個に考えるべきものであろう。そして数十年後の所在不明高齢者予備軍を、現在の社会が引き続き産み出しているかもしれないということも。

▼起きている「異常さ」には社会的・個別的理由がある

ところで「所在不明」というのは何を意味するのかを改めて考えると、それは行政と近親者や以前の知人にとって「不明」ということであろう。もう亡くなっている人を別にすれば、本人は自分の所在を知っているし、周囲の知人もその人の所在を知っている。そして、実を言え



ば私たちも不明者の一部の存在は、路上生活者、身元不明（死亡）人という形で認識してきただけだ。その意味で、所在不明高齢者の存在やその数に行政関係者や識者が素朴に驚くことの方が驚きである。石原東京都知事は高齢の親の生死さえ知らない子どもを非難する発言をしていたが、では、その親の一部の人や、近親者のいない不明高齢者を公園や駅から排除しようとする行政とは、いったい何なのであるか。

もちろん、子どもが親の所在はおろか生死さえ知らないというのは異常である。しかし、そんな異常な事態が起こったことについては、それだけの普通でない事情があったと考えるのが妥当ではないだろうか。「高齢の親を放っておく子ども」を簡単に批判する人は、もしその高齢者が実は自身のキャンブルや酒や異性関係や暴力が原因で生活破たん陥ったり、家族と別れたりというようなことであつたとしたら、手のひらを返したように「自己責任」と言い出しそうな予感がする。

そもそも不明高齢者は今でさえ高齢かもしれないが、「不明」になったときは40歳代、50歳代であつたかもしれない。そうであれば親の方が子どもを捨てたと言つてもよいようなケースもあるだろうし、親の方が何十年も子どもの所在や生死を気にしないというのもおかしな話だ。あるケースでは「大人が自分の意思で出て行ったことについて、捜索願を出すとすることは考えなかった」という趣旨

のことを話していた近親者がいたが、それももつともなことだと思ふ。

以上から、所在不明高齢者がすべて問題を抱えた人であるとか、その人に責任があるというふうな印象をもし与えたとしたら、筆者の本意ではない。単なる行政手続上の不備で不明者の扱いを受けている人もあるだろうし、犯罪や災害に巻き込まれた人もあるだろう。不明のまま幸せな生活を送っている人や人生をまっとうした人もいるに違いない。私たちは、他人の陥っている「異常な」事態や言動に対してもう少し想像力を働かせてもいいのではないだろうか。このことは特に政治家・行政関係者や識者・マスコミに望みたい。必要なのは、本人や家族がどうであろうと、今困っている人に必要な支援を届けることなのだから。

▼「コミュニケーション能力が左右してしまふ「絆」とは

確かに、何年も不明の、あるいは死亡した親の年金を、事実を隠して家族が受給していたことには明らかに問題がある。しかし、非難するのは簡単だが、その背景にはおそらく貧困問題のほか、情報収集能力やコミュニケーション能力の問題があるのではないだろうか。

不正受給した年金も、子どもの学費の足しに使われた例もあれば、それが唯一の収入源であつた例など様ざまなケースがあるようだが、後者の場合は不正受給を糾弾し不正を正

すだけで問題が解決するわけではない。そもそもこういう場合は、親の年金で生活するよりも、生活保護を受給できるのならそちらの方が有利な場合もあるだろう。適切な支援を受けることができれば、時間はかかっても仕事をすることができる人もいるかもしれない。

ここで必要になるのが、問題解決のための様ざまな選択肢や可能性を知ることであるが、そこで情報収集能力やコミュニケーション能力が問われるのである。作家の雨宮処凛がこの問題に関する8月15日のNHK「日曜討論」で語っていたが、非正規労働者、フリーター、ニート、ホームレス……どのカテゴリーの人中でも、コミュニケーション能力のある人は支援者にも制度にもつながっていきけるけれども、それがいない人は結局ほとんど疎外されていく……というふうな話だった。

考えてみれば人類の歴史のほとんどの期間、絆は、イエ、家庭、地域などに所与のものとして存在していたのであって、自分から求めたりつくつたりするものではなかった。このような絆が弱体化している現在、つくる絆・選ぶ絆の重要性が高まってきているが、このような絆にすべての人がつながれるわけではないだろう。

家族や地域に代わる、セーフティネットになり得る絆は何なのか、どのように構築できるのか、また答えは見えていない。

（はせがわ・のぶこ、福祉センター相談員）

のら「東京」7・28大田区鈴木さん移動介護支給量削減撤回第2次行政訴訟で画期的判決

運動か 現場 重度障害者の移動時間量

「削減は違法、処分は取り消すべき」

安藤 裕子

●取り組みの経過と概要

大田区在住の車椅子障害者である鈴木敬治さんは、地域で自立生活を営みながら様々な行事や取り組みに参加し、「地域で誰もが共に生きる街づくり」をめざして活動してきた。ところが大田区は、措置制度から支援費制度への移行に伴い、内部規則である要綱を当事者抜きで作成し、移動介護支給量を「上限32時間」と規定するや、鈴木さんの移動介護量を124時間/月から、32時間/月へと一方的に削減してきた。鈴木さんはこうした大田区のやり方に納得いかず、「支給量を元に戻せ！当事者抜き・一律上限規定の要綱を根本的に見直せ！」と大田区に話し合いを求めた。

こうした鈴木さんの取り組みに賛同・支援する障害者や地域の仲間たちによって、「鈴木さんとともに移動の自由を取り戻す会」が結成された。鈴木さんと取り戻す会は一貫して大田区に「話し合いによる解決」を求めてきたが、区側は途中で交渉を打ち切り、鈴木さんが第1次行政訴訟に訴えて以降は「裁判係争中」を理由として交渉を拒否してきた。

第1次行政訴訟判決では、制度がすでに「自立支援法」に移行してい

たため形式的には却下となったが、判決の内容においては、明確に大田区の「要綱による一律上限支給決定は違法である」という判断が示された。大田区はこの「違法判決を受け支給量を「90時間」までに変更してきたが、「原状回復」124時間」には戻そうとしなかった。

大田区はその後も区としての態度を基本的に変えようとせず、鈴木さんと取り戻す会は継続して区に交渉を申し入れるとともに、移動介護支給量削減処分をめぐって大田区を相手取り第2次行政訴訟に訴えた。同時に、区の削減処分に対する国家賠償、この処分に関して東京都が不服審査請求を却下した手続きに対する訴えを都を相手に起こした。

一方、今年2月には、移動介護削減に関する日弁連への人権救済申し立てにおいて、現支給量決定90時間/月が「違憲・違法である」という勧告が出された。

●判決で勝ち取った地平と意義

7月28日、東京地裁103号法廷で判決が言い渡された。12時から地裁正門前で情宣後、大法廷に臨む。判決は、「考慮すべき事項を考慮しないことにより社会通念に照らし妥当性を欠き、裁量権の範囲を超えたものとして、取り消すべき違法がある」といわなければならない。従って、原告

の請求は理由がある」と判断し、被告大田区の処分の違法を認定して取り消した。東京都の不服審査請求手続き、および国家賠償については極めて遺憾ながら却下されたが、メインである対大田区では全面勝訴。NHKニュースでも報道され、翌日の新聞各紙で「支給量削減は違法」の記事が掲載された。

大田区は控訴期限ぎりぎりの8月11日に「控訴断念」をプレス発表してきた。原告側は、大田区に対する損害賠償と不服審査請求処分分である東京都を被告とした訴えが敗訴したことによる不満はあるが、基本的に原告勝訴であることから、控訴をしないこととし、8月12日をもって同判決は確定した。

私たちは、この間の訴訟の中で勝ち取った地平と意義について、第1次・第2次訴訟を一体のものとしてとらえることで、より鮮明に明らかにすると考えている。

第1次訴訟では、

(1) 大田区一律上限要綱の違法性…「被告の全ての主張と証拠を精査しても、大田区の設定した32時間基準は不合理である」

(2) 要綱に従った全処分の違法性の宣言…「本件各処分は、身体障害者福祉法の趣旨に反して、その判断の過程において考慮すべき事項を考慮しないこと等により、その内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものといわざるを得ないから、行政庁の有する裁量権の範囲を逸脱・濫用したものとして違法な処分である」

(3) 自立支援法に基づく処分においてもこの判決の趣旨が及ぶことの確認…「法律の改廃



の結果、訴えが不適法となった。しかしながら、原告になされた本件各処分が違法であったことは前記のとおりであるから、今後原告について、障害者自立支援法等に基づく処分をするにあたっては、行政庁において、同法の趣旨及び目的並びに前記の判断の内容を踏まえ、同法の運用を適切に行なうことが期待される「ところである」

と判決の判断に記された。

第2次訴訟では、「違法である」から「取り消すべき」としつつ、「32時間が上限としてではなく；所要の加算を前提とする標準として運用される限りにおいて；一定の合理性を肯認し得るものである」、「（標準時間＝32時間は）使途を特に確認することなく算定」、それを超えるものは「個別の事情の確認・勘案により、各障害者の個別の事情に応じて必要な時間数の加算を認めるもの」で、「特段の事情」は不要であることが示された。「この要綱がそのとおり運用される限りにおいては」と断ることによって、障害者への個別の必要性に応じた算定、加算、支給決定を特段の事情なく認める運用を行政庁に義務づけているのだ。

現在、全国各地で障害者福祉施策における公的支援（自立支援給付での居宅介護、重度訪問介護その他の支援・地域生活支援事業での移動介護）において、自治体は要綱などでそれぞれ「月何時間を標準」などと称して支給量を制限している実態がある。本判決は、介護時間の安易な制限は違法にすることを明らかにし、個々の障害者の実状、必要性を勘案して支給量を保障すべき法的責任が行政にあることを明らかにしたものと見て大きな意義がある。また、障害福祉施策における公的介護の権利をめぐる訴訟において、初の原告障害者側の勝訴判決である。その意味でも、これまで支援・協力してくれた仲間たちに改めてお礼と感謝の意を表し、喜びを分かち合うとともに、今後全国の障害者の仲間の権利拡大のための力となるべく、さらに歩みを進めていきたい。

● 猛省すべき大田区の姿勢

前述のとおり、判決に対する控訴期限ぎりぎりの8月11日午後、大田区はプレス発表を行ない「控訴断念」を表明した。しかし、これまでの違法状態、運用について、鈴木さんや大田区在住の障害者に対する謝罪と反省の言葉は一言もなく、控訴しない理由として「大田区の正当性が一部認められたから」という主張になっている。判決の一部分を都合良く引用し、「本件は例外」「要綱の適法性は認められた」と判決の趣旨を捻じ曲げて、これまでの「違法な運用・姿勢を崩そうとしていない」

原告側は12日に記者会見を行ない、第1次、第2次行訴判決の意義について改めて原告・障害者の側から明らかにするとともに、大田区による判決の趣旨の矮小化と居直り、自己防衛と当事者

不在の福祉行政の姿勢を糺し、「聞き取りによる一人ひとりに必要な支給量」「実質上限規定である要綱の運用見直し」を改めて求めた。

大田区は判決確定後約2週間の「違法状態」の後、やっと「判決の趣旨に則り」鈴木さんに原状回復を通知してきた。今後大田区に猛省を促すとともに、すべての障害者に対し「聞き取りによる個々の必要に応じた支給量決定」を求め、大田区在住障害者や地域の仲間とともに取り組んでいきたい。

【判決当日の鈴木敬二さんのコメント】

2004年に大田区が移動介護32時間上限を宣言して以来、この問題は私一人の問題だけではなく、大田区そして全国の障害者の現実を左右する問題だと考えて闘ってきました。私は大田区に対して速やかに移動介護124時間への原状回復と、大田区の全ての障害者に32時間上限という枠をはめた要綱の撤廃を求めて、これからも闘っていくつもりです。それが、地域で誰もが助け合っ

て生きていく社会への道につながっていくことだと思えます。

（あんど・ゆづこ、鈴木さんと共に移動の自由を取り戻す会）

運動の現場から

「APECって何？」

アジア太平洋経済協力 (Asia-Pacific Economic Cooperation)

「横浜 APECはいらない！」

山浦 康明



（APECは環太平洋地域における多国間経済協力を進めるための非公式なフォーラムにすぎませんが、様々な新自由主義政策を打ち立

いらない! APEC 横浜民衆フォーラム実行委員会のブログです

11月3日、4日の2日程、横浜で開催されるAPEC加盟国、アジア太平洋地域において「国際貿易」「労働問題」「環境問題」「食料問題」(以下「4つの柱」)をテーマとした市民参加型フォーラムを開催いたします。このフォーラムでは、APEC加盟国による貿易自由化の進展に伴って生じる労働問題、環境問題、食料問題などについて、市民参加型フォーラムを開催いたします。11月3日(日)19:30-21:30、11月4日(月)19:30-21:30の2日程、横浜で開催いたします。APEC加盟国による貿易自由化の進展に伴って生じる労働問題、環境問題、食料問題などについて、市民参加型フォーラムを開催いたします。11月3日(日)19:30-21:30、11月4日(月)19:30-21:30の2日程、横浜で開催いたします。

日時 11月3日(日) 19:30-21:30 会場 13:15
 11月4日(月) 19:30-21:30 会場 13:15
 参加費 無料
 主催 いらない! APEC 横浜民衆フォーラム

申し込みはこちら

いらない! APEC 横浜民衆フォーラム

11月3日(日) 19:30-21:30 会場 13:15
 11月4日(月) 19:30-21:30 会場 13:15

いらない! APEC 横浜民衆フォーラム

11月3日(日) 19:30-21:30 会場 13:15
 11月4日(月) 19:30-21:30 会場 13:15

「いらない! APEC」横浜民衆フォーラム実行委員会
 ブログ: <http://susquehanna.edoblog.net/>

て、アジア太平洋地域の自由貿易圏(FTA・AP)の成立をねらっています。APECメンバーエコノミー(21の国・地域)は、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、中国香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、タイ、米、米、ベトナムで、その最大のスポンサーは今回の議長国の日本です。

APECは1989年の第1回会議以降、経済のグローバル化を進め各国の構造改革を促してきました。また、日米豪の軍事的結びつきを強化し、アジア通貨危機、対テロ、経済金融などその時々対策も話し合ってきました。しかし、そこで出された対策は、自由貿易や規制緩和などがもたらした環境破壊や貧困にブレーキをかけるのではなく、より一層の貿易促進、開発の名のもとに進められる投資の拡大、構造改革の推進です。

■ APECはテロ対策とも連動

今年11月の横浜会合では①「成長戦略」、②「地域経済統合」、③「人間の安全保障」を掲げ、①では新産業育成とともに、温暖化対策と称して原子力発電を進めようとしています。また②では2020年までにこの地域のFTA(FTA・APEC)を構築することや投資や貿易の自由化を促進すること、またビジネス環境改善と称し、労働運動の抑圧などを図ろうとしています。

さらには③として食糧や感染症、防災と並んで、テロ対策を掲げ、横浜ではすでに春から過剰な警備体制が開始されています。また7月には米韓の合同軍事演習(日本もオブザーバー参加)も行なわれました。

■ APECに突きつける6つの課題

新自由主義路線の破綻に対してG20の金融サミットが開かれ、そのほころびを取り繕おうとしました。しかし、これは構造改革路線の軌道修正にすぎず弱者の救済は常に後回しでした。APECはG20、WTOの論理を踏襲しており、私たちは次のような課題をAPECにも突きつけようと思います。

- ① 各国の景気刺激策の協調を行う際に雇用や社会保障問題への対応を後回しにするな。
- ② IMFや世界銀行、アジア開発銀行の機能強化を論ずる前に、途上国の開発と引き換えに債務問題を悪化させたこれらの国際機関の責任を検証せよ。
- ③ マネーゲームをただちにやめよ。

④ 実効的なタックスヘイブン規制、ヘッジファンド規制、通貨取引税の実現などを具体化せよ。

⑤ 経済回復のために貿易自由化を促進しようとするな。

⑥ 参加各国は、地球環境と人びとの必要に応じた労働と生産を実現する経済システムに向けた転換をせよ。

■ 10月11日行動に参加を!

私たちはこうした問題を深め、APECを根本的に異なる立場から問い直すため、フォーラムとワークショップなどを企画しています。

10月3日午後には「いらない! APEC」横浜民衆フォーラム主催で、横浜市従会館(TEL: 045-241-0005)において「APECの問題点」について学習会を行ないます(講師は富山大学教員の小倉利丸さん)。10月18日夜は「いらない! APEC」神奈川の会が「成長戦略を様々な観点から批判する市民集会」を行ないます。

またAPEC本番に合わせて、11月13日、14日には、「いらない! APEC」横浜民衆フォーラムが、海外ゲストを交えた集会とデモを行ないます。それぞれ多数の参加をお待ちしています。

連絡先: 東京都新宿区西早稲田1-9-19
 207 NPO法人日本消費者連盟
 TEL: 03-5155-4765 FAX: 03-5155-4767 Email: yamaura@nishoren.org
 (やまうら・やすあき、「いらない! APEC」横浜民衆フォーラム実行委員会事務局、NPO法人日本消費者連盟事務局局長)

ある日、町を歩いていると、商店街や路地沿いの一角が更地になっている。建替えなのだろうか。それまでどんな商店や建物が存在していたのか、思いだせない。はじめは湿り気のある土色をした空地も、数日も経つと雑草が生えはじめ、またたくまに緑の繁茂するスペースとなってしまう。一定の植物が地面を占有しつづけることはなく、背の低い草々が土地を覆いつくしたあと、やがて背の高い植物にとつて代わられる。背丈の大きい種類も枯れ、あらたな芽吹きを見る。そんな遷移が繰り返されていく。「雑草という名の植物はない」と指摘したのは、昭和天皇だったか。

雑草を見るのは、人為的なデザインと

は無縁だからだ。雑草が、アスファルトの路面やコンクリートの側壁の小さな隙間から顔をのぞかせ、土砂崩れを防ぐために構築された巨大なセメントの壁面の微細なひび割れに根づいている。そんな光景を目にしたひとつも多いはずだ。人間がどんなに完璧を期しても、植物は人造物の弱いところを突いてくる。弱いところとは、水の浸透する箇所だ。

雑草を見ることは、デザインされてないモノを見る数少ない機会だ。道行く人びとの服装も持ち物も、ビルディングも、すべてなんらかのデザインがされている。人びとの身体

運筆エッセイ 第19回

空気のようなデザイン

や顔貌もまた、演出されていると言つてよいだろう。入れ墨やピアスを施された人体も目に付く。あらゆる商品は、デザイン行為を通過しているのではないだろうか。家のなかの品々も同様だ。稲や野菜は、品種改良がなされている。登山をするにしても、登山道と標識は整備され、トイレも清潔なのがよい、と思つてしまう。グラランド・デザインなど口走る人間もいる。

デザインは、世界に空気のように浸透した。わたしたちは、デザインに包まれて安心する。拡散したデザイン世界を象徴するできごとが

起きている。(電子書籍)である。以前にも紹介したが、わたしと友人デザイナー・戸田ツトムとで責任編集をつとめているデザイン批評誌「d/SIGN」誌で、「電子書籍のデザイン」を特集しようと作業中なのだが、「電子書籍のデザイン」とはなにを指すのか、考えだすとむずかしい。アイパッドやキンドルのような、端末と呼ばれる工業製品のデザインなのか。その端末の画面から電子書籍を呼びだしページを開くまでのインターフェースについてなのか。映しだされるページのすがただろうか。さらには、現在、世界に各種ある

鈴木一誌

電子書籍のフォーマットをめぐる話か。あるいは、電子書籍をいかに流通させ課金するかのマーケティングにまつわる話題なのかもしれない。どれかが正しい設問なのかではなく、すべての問題が(「電子書籍」)に集中しているのだ。本が世界を映す装置だからこそ、本の世界の地殻変動とも言える電子書籍に、世界の相が凝縮されている。電子書籍が普及すれば、とうぜん、ブック・デザインという職業に影響を及ぼすのだから、わたしは、「電子書籍のデザイン」の当事者であるはずなのだが、なかなか当事者意識がもてない。電子書籍はあらゆる読者の問題でもあるゆえに、全読者が当事者であるとも言える。空気のようなデザイン

の裏返しである。

現在の電子書籍は、街角の更地のようなものかもしれない。デザインの未解決の問題が、渦巻いている。多様な雑草が入り乱れながら生い茂っている空き地のようだ。更地にはやがて新しい建造物が出現するように、電子書籍なるフィールドも、ルー化された座標に覆われていくのだろう。だが、電子の本であっても、読書は、けつしてデザインされない、想像力の支配する野放図な行為であることを信じたい。

(すずき・ひとし、グラフィックデザイナー、題字デザインも筆者)

戦友録③

原爆の図丸木美術館の元館長

針生一郎さん

吉川 勇一



じて、反戦・反安保の姿勢を一貫されたものも優れた美術評論家のお一人が

亡くなられたことは、実に残念なことでした。針生さんは本会の発足以来の会員で、本誌にも登場されています(鼎談「鎌田慧、吉川勇一と」多様な個別運動の活性化を——「あきらめムード」は拭せよ」第92号、05年10月)。

私は美術・芸術には暗く、その面では針生さんを述べる資格はないのですが、今、針生さんについてはすぐれた論評がたくさん出されています。月刊「美術手帖」の9月号には「追悼針生一郎」の特集があり、池田龍雄、瀬木慎一、菊畑茂久馬ら多数の追悼文を載せ、沢山遼の生涯の軌跡の記述、そして久家靖秀の針生さんの家の写真などが含まれています。また、亡くなられる前に出されたものであります。福岡市の海鳥社から出されている「機関」の17号(01年6月号)は「針生一郎特集」で、針生さん自身の文章のほか、詳しい伝記も載っています。それらをぜひご覧いただければと思います。私は、針生さんが亡くなられたあと、企画集「ぶりすむの『あおもり草子』(10年6月号)特集「伝説の画家阿部合成」や、「戦争と美術」(国書刊行会、07年12月刊)などの



左端が故小田実さん、1人おいて故久野収さん、針生さん、本会会員だった故藤本義一さん。「機関」17号より

針生さんの文章を読むようになったら、反戦運動のことはなかりではなく、美術の話をもっとお聞きできたららばと、あらためて残念に思うのでした。戦争中は、軍国少年

埼玉県東松山市の原爆の図丸木美術館で開催中の「今日の反核反戦展2010」を観てきました。「戦争を嫌い平和を愛する人々の全てに広く開かれていく展覧会」として、全部で90点もの絵画や彫刻などが展示されています(その中には、本会会員で、昨年まで本誌「市民の意見」でカットを描いて下さった吉岡セイさんの今年の作品「足尾・精錬所2009」も飾られています。この反戦展は10月15日まで開催です。電話：0493-12213266)。

この館の一室には館長だった針生一郎さんを悼み、折鶴を捧げるようにした慰霊壇(写真も作られていました。針生さんは早くからこの「反戦展」を企画し、先導してこられたのですが、今年の5月25日、自宅で急性心不全で逝去されたのです。享年84歳でした。戦後の時代を通

で、戦後になって左翼青年になっていく話だの、肺の病気になっても断固として煙草をなぐさみ続けた話など、私と似ているななどと話したことがあったのですが、亡くなられたあと、針生さんのお長女、根本千絵さんのブログ「かんからかんのかあんの」の「不治の病」(5月28日)や、「解放区」(9月5日)という文は、とても興味深い感動的な文章で、入院中のベッドで煙草を吸う話だの、とても私は針生さんにはかなわないと思ったのでした。ご覧になれる方は、ぜひこのサイトをご覧ください。<http://kanakarakan.jugem.jp/?month=201005>

(よしかわ・ゆういち、事務局・本誌編集委員) 顔写真・大木晴子さん撮影

ある兵役拒否者から考える パレスチナの現状

川上 園子



●シル・レゲフの決意

今年7月14日、イスラエルの青年シル・レゲフは兵役につくことを拒否し、34日間の禁固刑を言い渡された。今回が3度目の兵役拒否による投獄である。8月13日に出所したが、今後も兵役を拒否すると考えられ、4度目の禁固刑を言い渡される可能性もある。

シル・レゲフは20歳。またニキビのあとが残っている、あどけない顔の青年だ。彼はなぜ頑なに軍に入ることを拒否し続けるのか。それは、刑務所に入る前に彼が書いた声明を読むとよくわかる。少し長いが引用したい。

「イスラエルの秩序」を維持し、市民権を剥奪された無辜のパレスチナ人にその秩序を科すために占領地の警察官として仕えることを主な目的としている軍を拒否し離脱することは、私が個人として負うべき責任なのだと信じています。この「イスラエルの秩序」とはいったい何なのでしようか？ それは、42年以上続いている、パレスチナ人を軍事的に支配する体制であり、パレスチナ住民が自由に土地を持ち、水を使い、農作物を収穫し、鉱物を採取することを許さないことなのです。このことはパレスチナ人の土地

と水脈を汚染することを伴い、同時に一見したところ民主的な法に基づく別の制度の下で、同じ地域に住む入植者によるパレスチナ人の権利剥奪を支援することなのです。さらに言えば、たとえ移動の自由の剥奪や大量殺害などの身体的危害など、より基本的なパレスチナ人の人権の侵害があります。それに対してイスラエルの法では重大と認識されている犯罪容疑として適切な捜査が行われません。軍事的占領地域で実行されていることから、これらの行為は戦争犯罪に当たり、他にも国際法違反に当たります。私は「戦闘兵士」にふさわしいとされる診療登録情報があるので、私が軍に入れば、間違いなくこの「マフィア的」制度に仕えさせられることになるでしょう。これは「防衛軍」であるはずのイスラエル軍の役割とは何ら関係ないものです。これは、私の信念とは違う利益に仕える軍です。それゆえ、そのような兵役につくことと自分の良心に従うことの二者択一の中で、私の決意が揺くことはありません。社会の構成員である私たちが他者に対して作り出しているこの恐ろしい現実と、自らが巻き込まれているモラルの低下に気がついていない若いイスラエル人の心に負わせている傷を、今は認めようとしていない人びとが、私の決意を評価してくれる日が、いつか

きつと来ることでしょう。(英文は <http://www.newprofile.org/english/?p=316#more-316> で参照) (Japon)

とても20歳の若者が書いたとは思えない、信念に満ちた言葉だ。シル・レゲフは、兵役拒否という形で自国のパレスチナ政策に異を唱えているのである。

●良心的兵役拒否

良心的兵役拒否とは、良心または信念のために、軍における兵役やその他の戦争や武力紛争への直接または間接的な参加を拒否することである。

良心を根拠に兵役を拒否する権利は、市民的および政治的権利に関する国際規約(自由権規約)に定められているように、思想、良心および宗教の自由にも本来備わっているものと考えられている。そのため、現在では多くの国が良心や宗教に基づいて兵役を拒否する者が代替義務につくことを認めるようになってきているという。

イスラエルでは、一部の特例を除き、ほぼすべての市民と永住権を持つ男女は18歳で徴兵される。男性は3年、女性は21〜22カ月間、軍隊に入らなければ



シル・レゲフ ©Private

ばならない。平和主義に基づく兵役拒否はイスラエルの法律で認められているものの、そのほとんどが軍刑事で構成される良心委員会却下されるといふ。軍がアラブの土地を占領しているとか、占領下において軍による人権侵害があったことを理由に兵役を拒否しても良心的兵役拒否とは見なされず、非軍事代替義務は用意されていない。そのため兵役を拒否した人びとは、大抵は1〜4週間の禁固刑を言い渡されて軍刑務所に送られる。

刑務所行きになることを知りながら良心に従って兵役を拒否する若者はシル・レゲフだけではない。18歳の女性ダイアン・コーガンは2010年6月、2度目の禁固刑を言い渡されて25日間を軍刑務所で過ごした。コーガンは、「軍事体制が平和をもたらす助けにはならないと確信している」と、刑務所に入る前に語っている。19歳の女性オル・ヴァン・ダビドは09年10月に兵役拒否で刑務所に送られたが、その決意を示す手紙の中で、「希望を失ったすべてのパレスチナ人の若者に、彼らのことを考え、違う選択をするイスラエル人がいるということをおわかってほしいのです」と書いている。

●急増する西岸地区の家屋破壊

シル・レゲフがその供述書の中で書いているように、パレスチナ人は日々、生活に欠かせない土地や水や農地を奪われ、あらゆる形のイスラエル軍による暴力に直面している。

「被占領パレスチナ地域」と呼ばれる西岸地区とガザ地区のうち、西岸地区は現在、A、B、C地区に分割されている。AおよびB地区は完全にもしくは部分的にパレスチナ自治政府が管轄権を持つてい

るが、エルサレムを除く西岸全体の60パーセントを越える面積を占めるC地区は、イスラエルが文民と治安の管轄権を有している。

こうした状況の中で、西岸地区各地、とりわけC地区においてパレスチナ人による建物の建設が厳しく制限されている。建設許可を監視しているイスラエル当局は減多に許可を与えず、仕方なく許可なしでパレスチナ人が建てた家屋やその他の建物は「違法」とされ、次つぎと取り壊されている。

国連によると、2009年に破壊された建物は270棟を超え、600人以上のパレスチナ人が家を失った。さらに保留になっている破壊命令は4800件を超えると国連は推測しているが、このことは、数千から1万を超えるパレスチナ人がその犠牲になることを意味している。立ち退かされ、家

屋を破壊されたパレスチナ人には代替住居や補償を得る資格が保証されていない。

家屋破壊の規模はここ数カ月間に増大しているようだ。アムネスティの緊急行動(UA)や国際ニュースによると、2010年初めから7月末までの間に230の家屋が取り壊され410人の子どもを含む1122名が影響を受けたが、その3分の2以上は7月に集中して行なわれた。

7月19日、C地区内のアルファリシヤ地域にあるマイルル村で家屋が取り壊され、子どもや老人を含む100人以上が家を失った。そのため、緊急措置としてパレスチナ自治政府と国際赤十字軍がテントを支援したが、そのテントも8月5日に再び破壊された。

7月29日に国連人権委員会は、西岸のC地区と東エルサレムにおいて一方的で差別的な家屋破壊が頻繁に行われていることに懸念を表明している。しかしイスラエル政府は、今もパレスチナの人びとが住む家を破壊し続けている。

●入植地と水問題

パレスチナ人の家屋が「違法」と見なされて破壊されている一方で、西岸地区におけるイスラエル人の入植地は増殖を続けている。

現在、西岸地区には約135の公認入植地と99の入植「前哨地」があるという。入植「前哨地」とは、非公認だが事実上イスラエル政府が後援し資金を提供している地区で、いずれにせよ全て合わせると45万人を超えるイスラエル人入植者が東エルサレムを中心に住んでいる。イスラエル政府は09年に入植地建設の一部凍結を発表したが、最近では10年3



イスラエル軍に家を破壊され、呆然とする女性
©Amnesty International

月に、1600棟の家屋をイスラエル人入植者のために建設する計画を発表している。

このイスラエルの入植政策こそ違法である。国際人道法は、占領権力が占領地に自国の住民を移送してはならないとしている。国連では繰り返し、被占領地のパレスチナ地域における入植を非難する決議が採択されているが、イスラエル政府はそうした決議を一顧だにせず、入植地を拡大し続けている。パレスチナ人がイスラエル入植地に入ったたり入植者の道路を使用することは許されていない。入植地が増えるほど、パレスチナ人が移動できる地域はますます狭まっていくのである。

また、一部の入植者によるパレスチナ人への暴力行為も看過できない問題である。銃で武装した入植者たちは大人だけでなく学校へ通うパレスチナの子どもたちを脅し、建物に火を放ち、パレスチナ人の農地を荒らすのだ。

「アイアン・ウォール（鉄の壁）」というドキュメンタリー作品がある。その中で複数の入植者たちが一人のパレスチナ農民を押さえつけ、その間に別の入植者がチェーンソーでオリーブの木を徹底的に伐っていきシーンがある。農民は半狂乱になり、入植者らを振り払ってオリーブの木に駆け寄って叫ぶ。「オリーブが！ お父さん、オリーブが！」泣き崩れる農民をまるで家畜を扱うかのように引つ張っていくのは、イスラエルの兵士たちだった。

制限されるのは移動の自由だけではない。人びとの生活や農業に欠かせない水資源の利用についても、きわめて差別的な政策が押し進められている。イスラエル政府は水を確保するための拠点として入植地をイスラエルとの境界に張り巡らし、パレスチナ人



西岸南部の村で家畜に水をやるパレスチナ人。水道がないため、雨水をタンクに貯めて使っているが、それもしばしばイスラエル軍に破壊される。©Amnesty International

の水の利用を厳しく制限している。

現在、主要な水の供給源である山岳帯水層から得られる水のうち、パレスチナ人が利用できるのはわずか20パーセントに過ぎない。また、ヨルダン川から得られる水をパレスチナ人が利用することは許されていない。その結果、パレスチナ人が1日1人当たりの水の消費量が70リットルなのにに対してイスラエルの消費量は300リットルを超えているという、圧倒的な格差が生じている。

水道もない村々では雨水を貯めて水を確保しようとしているが、イスラエル軍はそれすらしばしば妨害するという。パレスチナの人びとは、食事や洗濯、農業用水や家畜のための水を手に入れるために日々苦闘しているのだ。そのすぐ側で入植者たちが自宅の大きなプールで泳ぎ、農園にスプリンクラーでふんだんに水を撒いている様子を、彼らはどのような思いで眺めているのだろうか。

●裁かれない戦争犯罪

シル・レゲフは土地や資源の利用を制限するイスラエルの政策だけでなく、ガザにおける戦争犯罪や人道に対する罪にも言及している。

08年12月27日から09年1月18日まで続いたイスラエルによるガザへの軍事攻撃は、市民の傷ついた様子が日本のテレビで伝えられ、イスラエルに対する抗議の声がかつてないほど高まった。イスラエル軍は高い焼夷効果を持つ白リン弾でガザの住宅地に砲撃を加えるなど、様々な武器を人口密集地で使用し、約300人の子どもたちとその他数百人の非武装の市民が殺されたのである。

09年4月、国連人権理事会は、ガザ紛争における国際人権法および人道法の違反について調査するために国連事実調査団を設置した。同年9月、調査団の団長であるリチャード・ゴールドストーン氏は、イスラエルとハマスの双方が戦争犯罪と人道に対する罪を犯した可能性があると結論づける調査結果を人権理事会で報告した（以下、ゴールドストーン報告書）。

ゴールドストーン報告書は、民間人や民間施設へのイスラエル軍の攻撃のうち、民間人に恐怖を広げる目的で正当な軍事目的もなく違法かつ恣意的に行なわれた攻撃があること、イスラエル軍がパレスチナ民間人を「人間の盾」として使ったことを明らかにした。さらに、パレスチナ人の移動の自由の権利が否定され、効果的な救済を得ることが制限されたことは迫害に匹敵し、人道に対する罪を構成すると指摘した。

ゴールドストーン氏は現地調査を振り返り、パ

レスチナの人びとに「正義のための行動がともなうのならこの種の調査団が最後になってほしい」と言われたと報告書に記し、国際社会にその責任があると訴えている。

09年11月、国連総会は決議を採択し、イスラエルとハマスに、ゴールドストーン報告書で指摘された犯罪について調査を実施するよう求めた。しかし、双方が「独立した信頼できる」調査を実施しなかったため、10年3月、再び調査を要請する決議が採択された。

新たに採択された決議は、当事者が国際基準に合った調査を行わないのであれば、安保理はガザの状況を国際刑事裁判所（ICC）に付託する責任があると「言及している」。

しかし、イスラエルもハマスも「独立した信頼できる」調査を提出する可能性は低く、また、一貫

してイスラエルを擁護している米国が常任理事国である安保理がICCに付託することも考えにくい。

●おわりに

イスラエルのパレスチナ占領から40年以上が経った。中東和平プロセスが遅々として進まずパレスチナ人のあらゆる権利が奪われる中、シル・レゲフの兵役拒否は、責任を果たさうとしない自国政府への怒りと、その現実を見ようとする不屈の多数のイスラエル人への強い呼びかけである。同時に、軍事支配の最前線に立たされる同世代の若者の心が破壊されていくことを憂いている。

シル・レゲフは、彼の決意が評価される日が来ると信じている。その日は10年後かもしれないし、さらにあと40年待たなければならぬかもしれない。しかし、確信を持った彼の言葉は、絶望的な状況の中で、小さいかも知れないがひとつの希望の光のように思える。

少なくとも私たちは、彼やダイアン・コーガンやオル・ヴァン・タビドなど若いイスラエル人が、自らの身体的自由と引き換えに人権侵害に加担することを拒否した事実を知った。彼・彼女らと連帯し、日本の中の支援者を増やしていくことが、まずはシル・レゲフの願いを実現していく一助になるのではないだろうか。

注

(1) 国連人権委員会一般的意見22。「(自由権)規約は良心的兵役拒否の権利に明示的には言及していないが、委員会は、致命的な武力を使用する義務が良心の自由及び宗教又は信念を表明する権利と深刻に対立する限りにおいて、かかる権利

が第18条の規定から派生しうると考える。」(日本語訳は日弁連ホームページより引用)

(2) イスラエルの良心的兵役拒否者については New Profile のサイトを参照。http://www.newprofile.org/english/?cat=25

(3) アムネスティ報告書「家ほど安全な場所はないというけれど」イスラエルによるパレスチナ人家屋の破壊 | AI Index MDE15/006/2010 2010年6月

http://www.amnesty.or.jp/modules/mydownloads/visit.php?id=5&hid=141

(4) 第4ジュネーブ条約第49条

(5) Troubled Waters - Palestinians Denied Fair Access to Water AI Index: MDE 15/02/2009 Amnesty International October 2009

(6) アムネスティ国際ニュース AI Index: MDE 15/004/2010 (2010年3月1日)他。

(かわかみ・そのこ、アムネスティ・インターナショナル 日本)

映画上映 & イベント

「パレスチナ収穫祭～オリーブから考えるパレスチナ問題」

2010年10月30日(土)

13:30～18:30

明治学院大学

(白金台キャンパス)

本館10階大会議室

一般800円

学生500円(ワン・ドリンク付)

お問い合わせ:アムネスティ・
インターナショナル日本

TEL:03-3518-6777

内部告発サイト「ウイキリークス」とアフガン戦争への衝撃

高橋 武智



米国の戦争関連機密をあばく情報サイト

堪えがたい今年の暑さを、とくにアフガンスタン戦争との関連で、いやがうえにも熱くしたものに、米国のウエブサイト「ウイキリークス」(<http://www.wikileaks.org/wiki/Wikileaks>)の登場と活動がある。だが日本では、このニュースはほとんど報道されず、注目を浴びなかった。日本が現実には米軍の側に立ってコミットしているにもかかわらず、人びとのあいだに広がる同戦争への無関心に見合う状況だ。以下、主としてインターネットを通じて知りえた実情と意味を報告する(煩雑さを避けるため、いちいちの出典は記さない)。

このサイトは数万——9万とも7万ともいう——項目にのぼる戦争関連の機密文書を公開するに先立ち、7月はじめ頃から、「ニューヨークタイムズ」紙、英「ガーディアン」紙とドイツの週刊誌「シュピーゲル」に優先的に全情報を通し、7月25日まで検討調査に当たらせ、27日を情報の解禁日に設定した。これら国際メディアとの協力はみごとに成功し、世界中のメディアは争って、暴露された文書

の爆発的内容を報じた。

機密文書とは具体的にどんなものだったのか。下記の内容から逆推すると、ほとんどが現地部隊からの報告(戦闘日誌)と思われる。サイト名のうち、「ウイキ」はウイキペディアから、つづく「リークス」といえば、機密情報「漏洩」のニュアンスが強いが、実態は現地の米兵士による内部告発サイトと呼ぶほうがふさわしいだろう。

これら文書が書かれたのは、2004年1月から09年12月——つまり、主にブッシュ期で、オバマの初期に少しかかる——に及んでいる。

なかには、武装勢力が携帯可能な追尾型地对空ミサイル——前世紀80年代に介入ソ連軍を追い出した武器——を使っているという、これまで米軍当局が認めてこなかった貴重な軍事情報が含まれている。また、アフガンにおける「対テロ戦争」の最も主要な同盟国、パキスタンの諜報機関がタリバンを支援しているという衝撃的事実の暴露もあるが、多くは日付と地名を明らかにした上で、作戦・事故・民間人に与えた被害などの詳細な報告

である。とりわけ、無人軍用機による民間人の犠牲が大きくなっていることが改めて浮き彫りにされ、CIAが現地で準軍隊的活動に手を伸ばし、自前のアンケラのな手兵まで持っているというような、米軍が最も隠しておきたかった機密中の機密をも暴いている。

アフガンでの米軍とその同盟軍の軍事活動が芳しく進行していないことは周知の事実であるにせよ、現地兵士からの報告により、一般的状況認識としてでなく、1つひとつの具体的事実として裏付けをともなつて確認されたことの意味は大きい。

メディアミックスとIT利用の巧みさ

06年にこのサイトを立ちあげたアサンジュ氏は若くして天才的ハッカーとうたわれたそうだが、このサイトは、たとえば中国の反体制活動家からの情報など、知られるべくして知られていない貴重なニュースを公開してきたという。

冒頭で見たように、活字メディアとの協力などメディアミックスの方向に力を入れる一方で、最新のIT機能をフルに利用しているらしい。たとえばスウェーデンのある情報会社は08年からウイキリークスとネットワーク上の協力関係を結んでおり、しかも同会社の関連サーバーは数百に及ぶそうだ。

さらに、情報の伝達にあたっては、幾重にも暗号化を施し、情報の発信源を秘匿する措

置がとられているという。

現に「DAYS JAPAN」誌本年6月号には、07年7月に撮影された、米軍機がバグダードでカメラマンを殺害した瞬間の写真が、今年4月公開の同サイトから引用掲載されていた。

今年7月末には、この写真をウイキリークスに提供したことで、マニング上等兵が拘束され特別な隔離措置を受けたが、その後追



創立者でスポークスパーソンのアサンジュ（「ガーディアン」紙のサイトから）

のニュースはない。

クローバル・ネット時代の新しい反戦運動

ここでやや脱線めくが、ベトナム戦争時の国防省文書（ベントゴン・ペーパーズ）暴露という、似たような事例と比較することで、ウイキリークスの独自の性格を今一度押し出してみたい。

これは1971年、極秘の「ベトナム政策決定の歴史過程…1945-1968」、いわゆる国防省文書を、執筆者の1人であるエルズバーク氏が全文をコピーし、「ニューヨークタイムズ」にスクープさせた出来事で、反響は大きく、米国におけるベトナム反戦運動の転回点を画し、米軍撤退実現のきっかけになった。エルズバークは訴追されたが、最終的には無罪を勝ちとる。

文書の内容が米歴代政権のベトナム干渉をあとづけ、言い換えれば国家トップの全シナリオを明らかにした点で、ベトナム政策総体に根底的な疑問をつきつけさせる効果をもつたのに対し、今回のリークは、戦闘地帯にいる兵士からのレポートを克明に暴くことで、大筋では知られているアフガン戦争の不正義と非人道性を確認する役割を果たした。これが第1点。

第2に媒体が異なる。ベトナム戦争時は、新聞など活字メディアが暴露手段だったが、今回は、複合的に組みあわされた電子メディア

が主要手段であること。

第3に、後者が告発者―伝達者―暴露者の多重な関係に裏付けられた国際的活動として展開されたことが注目をひく。そもそも国境を知らないインターネット空間の利用にもとづくといっても同じである。ウイキリークスの活動はテクノロジーの進歩を反映しつつ、クローバリズムを逆手にとった反戦運動といつてよからう。これに対し、国防省文書暴露の場合は、主として米国世論に訴えかけ、それを通じて世界の反戦運動にも広汎な影響を与えた。

どちらがいい悪いということはなく、40年を隔てた時代の差であろう。両者とも世論に働きかけることで戦争をやめさせようとした志向はまったく同じだと思う。

主宰者アサンジュへの卑劣な攻撃

今回公開されたアフガン関係の機密情報めぐり、一時はサイトの主宰者兼スポークスパーソンのアサンジュをスパイ容疑で捜査するなどというニュースも流れたが、彼はオーストラリア国籍をもち、サイトの性格からしても容疑は成り立たず、この情報は消えてしまった。

ゲーツ米国防長官は、「アサンジュ氏の手は血で汚れている」と発言した。その意味は、米軍への情報提供者や秘密工作員の名がサイトに上に出て、彼らへの報復が起こるかもしれ

ないという恐れを述べたものだ。日本でも見られるように、個人情報保護の観点を持ちだしている（この立場は、アムネスティ・インターナショナルなどの人権団体から支持されていることを付言しておく）。

これに対し、アサンジュは「不都合が起ったケースを、別段米軍当局は明らかにしていない。仮にあっても、少数者の生命を2万人の戦争犠牲者とは比べられない」と反論した。結局のところ、ゲーツの発言の真意は、米国の安全保障擁護の一点に帰するのだ。

8月後半になると、スウェーデンを訪ねた際、アサンジュが「少女暴行」という破廉恥罪で捜査の対象となったという記事が同国から流れた。この内容は取り消され、また復活し……と二転三転し、それだけでも信憑性を欠く。アサンジュは否定しており、むしろ、第2波の機密文書暴露を阻止しようとするCIAばりの悪辣な誹謗中傷である可能性が高い。

こうしたサイトの登場に対する日本のメディアの反応の鈍さはまことに驚くべきものだった。解禁日から5日後の8月2日になって初めて、『朝日』は「暴露サイト 米に激震」という記事を掲げたが、5日間という間隔はおよそ新聞報道の生命である速報性をみずから否定したに等しい。ニュースの系統的なフォローも見られない。

日本は菅政権下でも、米国の路線に忠実にカルザイ・アフガニスタン大統領へ巨額の「援

助」を続けている。つまり「当事国」であるのに、日本人のアフガンへの無関心が、メディアのこうした態度の背後にあることこそ問題である。

■アフガン戦争は「オバマのベトナム戦争」に

ブッシュがでっちあげた戦争、イラク戦争からオバマは一定の距離をとっているが、アフガンのほうは対テロ戦争の主戦場と位置づけている。

とくに昨年12月に3万人の兵力を増派したことで、アフガンは「オバマの戦争」となった。7月にはマッククリスタル司令官を反オバマ的な発言を理由に罷免、代わってペトラウス司令官を任命したが、ペトラウス自身、前途に多大な困難があると強調している。7月29日、追加戦費として330億ドルという巨額な支出が認められた。

同盟軍の撤退の動きも加速中。議会からの支持はますます消極的となり、民心はこの戦争そのものに倦んで久しい。

汚職潰けのカルザイ大統領は米国以下同盟国の信頼を失うばかりだが、これといった代役はおらず、今やそのカルザイは自己保身のためか、タリバンとの一定程度の取引・和解を求めている始末だ。

この間に戦況はますます悪化、タリバンの支配圏が拡大している。今月に入り、英国

の某シンクタンクはアフガン政策の見直しが必要と発表、タリバンのある幹部は「勝利は間近だ」と言明したという。

ついでに先に言及したパキスタンに触れると、もともとタリバンを生み出したこの国は、8月以降、モンスーン性の大雨に見舞われ、1000万人を超える被災者を出している。地震後のハイチと同様に、国そのものが崩壊に瀕している現状だ。もちろん人道的支援が求められているのは確かだが、クリントン国務長官が諸外国に対し支援を求める見解は、声高でヒステリックなほどだった。

この国の辺境州などは、米軍機によって絶えず爆撃を受け、民間人の犠牲が出ているのに、パキスタンなしにアフガン戦争を続けられないという焦りが、クリントン発言の背景に横たわっているのだろう。そこまでオバマのアフガン戦争は追い込まれている。

このようにして、自国の歴史、とくにベトナムでの敗北に学ばぬオバマ大統領のアフガン戦争は、確実に「オバマのベトナム戦争」と化しつつある。今後の軍事的・政治的な帰趨には、ウイキリークス効果がジワジワと効いてくるのでなからうか。

（たかはし・たけとも、本誌編集委員）



核の傘もいらぬ 意見広告運動

第10期市民意見 広告運動の準備中

基地す
橋本 保彦
人間らしく生

8月から意見広告掲載の準備をスタートしました。現在は「賛同チラシ」の準備を進めています。10月末あるいは11月初め頃には皆さんのお手元にお届けできる予定です。

今回の賛同チラシでは「憲法9条と25条の実現」に加えて、「日米安保条約に代えて日米平和友好条約を」を訴えます。既に今年5月3日の意見広告（「読売新聞」と「西日本新聞」に掲載）でも、「軍事同盟をやめ、平和友好条約を」という見出しで次のように訴えました。

「日米安保条約は、憲法前文に謳われている平和的生存権も、9条の戦争放棄もまったく無視して結ばれた軍事同盟条約です。…米軍は日本の基地から世界のどの地域にも出動でき、その結果日本は好むと好まざるとに関わらず、アメリカの戦争に加担しているのが現実です。…核の傘にたよって沖縄に犠牲を強

いる日米軍事同盟をやめて、平和友好条約を結びましょう」

そこで、第10期意見広告運動では、賛同チラシの段階から日米安保条約をどうするのかを訴え、皆さんの賛同を求めてゆくことにしました。

8月27日、菅首相の私的な諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇談会（安保防衛懇談会）」が、「防衛大綱」の年内策定に向けた報告書を提出しました。鳩山内閣によって新たに選任された委員による報告書です。

報告書は、憲法9条が禁じる集団的自衛権の行使を政府にうながし、非核3原則、武器輸出3原則の見直しを求めています。

以下は新聞報道された報告書（要旨）によるその内容です。集団的自衛権については、「日米同盟に深刻な打撃を与える事態を発生させない必要」があり、そのためであれば、憲法9条の制約を考慮するよりも「政府の意思が決定的に重要」であるとして、その行使をためらうべきでないとうながしています。日米同盟が何より重要であるから、憲法の規定など二の次に考えれば良いという実に乱暴な主張です。

武器輸出3原則についても、日本の「防衛生産・技術基盤の重要性」の観点から、兵器市場への参入のために武器禁輸政策の見直しを求めています。

非核3原則については「当面改める情勢に

はない」としながらも、「米国の核戦力による拡大抑止は日本と地域の安全維持に重要」であり、「米国の手を縛る」非核3原則の法制化に否定的です。

それだけでなく、オバマ大統領の「核兵器のない世界を目指して具体的な方策を取る」としたプラハ演説を真つ向から否定し、核抑止力の拡大まで求めている始末です。

報告書が、年内に策定の「防衛大綱」にすべて反映される訳ではないとは思いますが。菅首相も「検討材料の1つ」として取り扱わせていただく」とだけ述べています。しかし、民主党政権によって選任された委員8人（大学教授、団体役員）と専門家3人（元防衛事務次官、前駐米大使、前統合幕僚長）による「安保防衛懇談会」が、憲法9条の制約撤廃により踏み込む報告書を提出したことに大きな危惧を感じます。

今年の市民意見広告運動の賛同者数は8201人と、昨年よりも減少しています。これは、自民党政権が崩壊した一服感が非武装不戦による平和を求める市民の中にもあったからかも知れません。しかし政権交代によって憲法9条実現に向けての状況はさらに悪化しています。市民1人ひとりがこうした状況に異議申し立てを行なう「市民意見広告運動」が、ますます重要になってきています。

（はしもと・やすひこ、市民意見広告運動事務局）



東欧の若者に広がる西欧の病 「ソフィアの夜明け」

監督・脚本・製作・編集／カメン・カリフ 撮影／ユリアン・アタナソフ 出演／フリスト・フリストフ、オウアナニス・ドゥロシャン、サーデット・ウシユル・アクソソ
2009年ブルガリア映画 89分
第22回東京国際映画祭 東京サクラグランプリ、最優秀監督賞、最優秀男優賞受賞
10月より東京・渋谷シアター・イメージフォーラムで上映、以下順次全国公開

●バルカン半島東南に位置するブルガリア。北海道と九州を併せたぐらいの国土に、およそ770万人が住む。日本ではヨーグルトの産地、大関琴欧州の故国として知られる程度

だが、首都ソフィアの風景は、旧社会主義国特有の巨大で醜悪な集合住宅群や市電がのんびり走る繁華街から成る、ごく平凡なヨーロッパの地方都市のそれである。

●小さな木工所で働く30代の工員フリストは、夜はアパートの自室でキュービズム風の絵画の制作に励む芸術家の卵でもある。ヒロイン中毒治療のため毎朝メタドンを飲み、病院に通っているが、一方でアルコール依存も強まっている。精神不安定で、彼を一途に愛する恋人に対してもその愛に応えることができず、会う度に彼女を傷つけてしまふ。

●フリストの弟で高校生のゲオルギは、旧弊な父親に反抗して髪を刈り、刺青をしてネオナチグループに仲間入りする。ある晩、彼らは街頭でトルコ人旅行者夫妻と娘の3人を襲撃するが、そこへ偶然通りかかったフリストも殴られ、怪我をしながらも救急車を呼んで3人を助ける。

●フリストは翌日病院にトルコ人家族を見舞い、娘のウシユルと英語で話すうちに、2人は互いに好意を抱く。だがウシユルの両親は娘がブルガリア人と親しくなることをさらい、3人は予定を早めてトルコに帰国してしまふ。弟のゲオルギはフリストの忠告をきいて自力でネオナチグループを離脱し、ガールフレンドも見つけるが、フリストの悩みは変わらない。何かを信じていることができれば——との思いを胸に、彼はトルコへの旅に出る。

●ここに描かれた2人の若者の悩みは、新自由主義的競争社会となった西ヨーロッパでは、ごくありふれているかも知れない。たとえば、英国のケン・ローチあたりが取りあげてもおかしくない、いわば普遍的なテーマだともいえよう。若者の人生が多かれ少なかれ社会のありようの鏡だとすれば、西ヨーロッパの病はヨーロッパの拡大と共にあつたという間に東ヨーロッパにも広がったのだな、という印象を受ける。

●物語の中で、トルコ人のウシユルだけが事態を冷静に見ている。フリストとデートをして、心にしみるような音楽を聴いた後、彼女は語る。「皆感じている筈よ、何かがどうしようもなく間違っているって。自分たちの魂が病んでいるのは、この世界が緊張に満ちて暴走しているから、誤った方向に向かっていくからだ。皆気がつき始めているのよ」。さらに彼女は友人に「君はロボットだ、プログラムされたとおりに生きていくだけだ」と指摘され、何時間も泣いた体験を話す。

●人を絶望から立ち直らせる、あるいはロボットのような生活から人間の生活に立ち戻らせるものは何か——宗教的体験か、実存的自由への目覚めか、異性への愛か？ むろん、そのどれもであり得るし、どれでもないかも知れない。映画は、とりたてて希望を語ることなく、その可能性をわずかに暗示するに留めている。

本野 義雄（もとの・よしお、本誌編集委員）

『子どもたちと話す』

『天皇つてなに?』

（池田浩士著／現代企画室／1260円）

私も参加し続けている反天皇制運動連絡会の事務局のメンバーの間では、以下のような討論がたびたび繰り返されてきている。

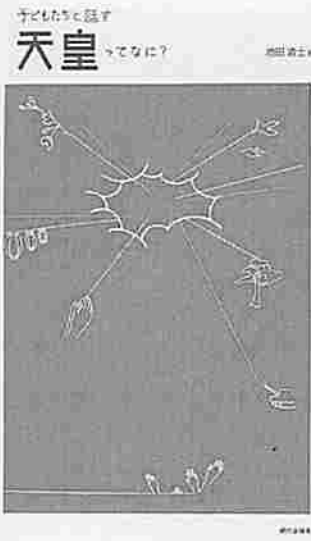
「天皇制の問題つてのは、戦後憲法のため、まえば『非政治的存在』であることもあって、大きな政治問題、重要な問題と認識している人が、まず少ないのよね」

「でも、そのことに気がつけば、たいへんな問題だということは、すぐ強く意識されるのよね」

「そう気ついて考えてみると、どうしてこんなに重要な問題が、なぜそう思えなかったのか不思議という気分になる」

「入口さえ見つかれば、ドンドンその重大さに気づかざるを得ないというテーマなのよね」

「だから、問題に気づく、入口へ招待するよ」



うな「Q&A」的な軽いタッチの入門書、反天皇制運動には不可欠だと思っただけど、どうもそういう本はないね」

「嘆いてないで、これだけ長く反天皇制運動をやってきているのだから、運動の内側から自分たちでつくりだしていかなきゃね」

そんなふうを考えて、まず私たちは入門のための連続基礎講座を約1年間かけて行ない、それをパンフレットにまとめた。しかし、この連続講座の第1回目もたれたときから、象徴天皇制批判の「基礎」を明らかにする作業は、けっして「入門」への道にはつなげていないことを、自覚せざるを得なかった。「大日本帝国憲法」と戦後の「日本国憲法」の天皇制規定を比較しつつ、戦前（中）と戦後に連続する天皇制の問題を明らかにしながら、戦後の固有の天皇制（象徴システム）の政治的機能をあらためて対象化する作業は、私たちには必要不可欠の作業ではあったが、けっして平明な「入門」という性格のものにはならなかったのである。このテーマで「Q&A」的な入門書をまとめることの難しさを、そのように私たちはあらためて実感したばかりであった。

そこに池田浩士の、この本が登場したのだ。それは池田「おじいちゃん」（1940年生まれ）が孫であるミツちゃん（高校2年生）とヤークン（大学生）と対話するという形式で、この重要問題の入口へ、それに気づいていない人間

を案内するという、本人も「あとがき」で「何百人何千人という『天皇制研究』の『専門家』たちが果たせなかった課題という難問に、果敢にチャレンジしているのである。全体の構成はこうだ。「国民の祝日」にはどんな意味があるのか」「近現代史の天皇——戦争のカルンダー」「人間天皇」——戦後民主主義と天皇制」「日の丸」「君が代」、そして「元号」「象徴」を考える」「だれと、どのように生きたい?——『天皇制』について語り合おう!」

著者ならではの、日本の天皇の軍隊の植民地支配・侵略戦争史や文学、そしてドイツのナチズムやワイマール憲法についての豊富な知識をフル動員して、実に平明に、私たちの日常生活がどのように象徴天皇制によって呪縛されているか（自覚的に対処しないとまったくよく見えないその呪縛）を、戦前から連続するものを踏まえつつ、（象徴）固有の機能を、リアルに抉り出してみせている。戦前のような天皇制が復活することの危険性にはなく、象徴天皇制自体の政治的統合力そのものに正面から切り込んでいるのだ。

なにも、目くじら立てて天皇制なんて批判する必要ないんじゃないの、と考えている人たちにこそ、ぜひこの本をすすめてほしい。ありがたがるのは論外で、無視すればたりるなどというしるものでもないことは、よく理解していただけるはず。

天野 恵一（あまの・やすかず、本誌編集委員）



ふしぎの国の
あいか (27) by まつだたこ*



2010.8.8. 1PM*

Information

[埼玉] ☆①開催中～10月15日(金)「今日の反核反戦展 2010」9時～17時 場所:原爆の図丸木美術館、東武東上線「森林公園」駅タクシー10分、「東松山」駅「高坂」駅下車、市内循環バス唐子コース(日祝運休)入館料:大人900円、中高生600円、小学生400円 電話:0493-22-3266

[神奈川] ☆10月9日(土)「やっぱ九条 in ヨコスカ～基地の街で平和を考える～」全体会11時～ お話:澤地久枝、アーサー・ピナード 分科会・現地調査 14時～ 場所:横須賀芸術劇場とその周辺、京急汐入駅・JR「横須賀」駅徒歩10分 主催:九条かながわの会 電話:045-212-9397

[東京] ☆10月9日(土)「沖縄とともに声を上げよう 横田基地もいらぬ!市民交流集会」11時～ 映画「流血の記録 砂川」上映 13時～ 市民交流集会 15時30分～デモ行進、場所:福生市民会館、JR「牛浜」駅徒歩5分 主催:市民交流集会実行委員会 電話:042-539-5455

☆10月17日(日)国際共同行動「武力で平和はつくれぬーもう一つの日米関係へ」集合13時 パレード14時30分 場所:芝公園23号地、JR「浜松町」駅徒歩12分、東京メトロ「御成門」、都営大江戸線「赤羽橋」駅徒歩3分 主催:10月「ピースウィーク」2010・東京実行委員会 電話:03-3362-6307 ピースボード

☆10月30日(土)シンポジウム「NHK番組改編事件、10年目の検証」13時30分～ 長井暁講演他 場所:明治大学リパティタワー1011号室、JR「お茶の水」駅徒歩5分 参加費1000円 共催:VAWW-NET ジャパン、「女たちの戦争と平和資料館」 電話03-3202-4633

☆11月3日(水)集会「沖縄から問う憲法と日米安保」13時30分～ 新垣勉講演他 場所:韓国YMCAスペースYホール、JR「水道橋」駅徒歩10分 参加費700円、学生500円 主催:11・3憲法集会実行委員会 電話:03-3221-4668

☆11月13日(土)集会「安保50年とジャーナリズム」「平和は音楽とともに」14時30分～ 松田浩講演 ジャズビッグバンド演奏他 場所:麻布区民センター、東京メトロ「六本木」駅徒歩10分 参加費1000円 主催:みなと・9条の会 電話:03-3586-3651

☆10月24日(日)「第五回浅草ウオーク 戦後補償のゆがみを正し、すべての戦争・空襲被害者に国の償いを」①13時30分～ 集会 お話:前田哲男ほか 場所:台東区民会館9階(都立産業貿易センター内)、東京メトロ「浅草」駅徒歩7分 ②15時～ ウォーク 花戸川公園出発 主催:10.21浅草ウオーク実行委員会 電話:090-2524-4821(和ピースリング、野上)

[愛知] ☆10月22日(金)「生物多様性シンポジウム&沖縄の歌と踊り」18時～ 報告:真喜志好一ほか 場所:天白文化小劇場

場、地下鉄鶴舞線「原」駅、入場料:中学生以上1000円、障がい者500円 主催:沖縄・生物多様性市民ネットワーク/沖縄地域作業部会 電話:052-841-0929 岡健介(日本キリスト教団東海教会)

[島根] ☆10月30日(土)「九条の会 第10回憲法セミナー」13時30分～ お話:高遠菜穂子ほか 参加費:一般1000円、学生500円 場所:くまびきメッセ国際会議場、JR「松江」駅徒歩7分 主催:九条の会 電話:03-3221-5075

[栃木] ☆10月11日(月)佐野九条の会設立5周年記念講演会「現代の貧困～憲法9条と25条～」14時～ お話:湯浅誠 場所:佐野文化会館小ホール、JR「佐野」駅・東武「佐野市」駅タクシー7分 主催:佐野九条の会 電話:0283-62-8369

[広島] ☆11月2日(火)集会「沖縄から見た平和憲法——日米安保の“いま”を問う」18時30分～ 高良鉄美講演 場所:広島県民文化センターホール 参加費999円 障害者・高校生以下無料 主催:広島9条の会 ネットワーク 電話:082-222-0072

酷暑の中の事務局から

吉川 勇一

■9月の後半に入って、やっと涼しい日が顔をみせたようですが、上旬までは、生きていくだけでやっとというほどのひどい酷暑の日々でした。読者の皆さんは、ご健康はいかがだったでしょうか。



■前号の発送作業の日も暑い日でしたが、15人も集まり、事務所のクーラーはほとんど効果なく、それでもみな元気に早めに発送は終りました。読

者のみなさまへの一同からの、遅い暑中お見舞いの挨拶です（廊下で作業している人やこの写真を撮っているものなどは入っていませんが）。

■同じく、暑いなかで、来年の第10期意見広告運動の準備の会議も何度か開いてきています。新しく、パソコンを手伝うという方も出てこられています。有難いことです。

今年5月の意見広告は、憲法の9条と25条

の両方を主張の中心としましたが、同時に、沖縄の地図をレイアウトして、軍事基地はいらないという主張も強く表現しました。次回は、基地問題の中心である日米軍事体制の問題として、「日米平和友好条約」の主張も大きく出したいという意見が出ています。9月中には、皆さんの元へ、第10期の運動のパンフレットが送られることになると思います。



■敗戦記念日の前後には、TVなどメディアで多数の反戦平和のドラマやドキュメントが

出されます。今年8月14日にTBS系では、2時間半近くと長いものでしたが、倉本聡のドラマ「帰国（きこく）」が放映されました（右の写真）。そのなかでは、上田市の「無言館」が一つの舞台となり、心に訴える重要な

エピソードが出てきます（下のスチール）。私たちの会では、昨年の春、「無言館ツアー」を企画し、多数の会員の方と一緒に上田市まで行き、好評でした。来年もまた計画したらどう

かという提案が出ています。希望者さえあればぜひ実行したいと思いますが、ご意見を寄せてください（まだ申し込みというわけではありません）。

この「帰国」は、戦後の日本は何であったのかを鋭く問ひかけます。事務局の仲間たちからは、好評、批判、物足りなさなど、意見はいろいろでした。ご希望の方には、録画したDVDもしくはビデオ・テープを送料だけでお貸しします。コーナーシャルの部分を除いて2時間になっています。

■事務局への電話やFAXでのご連絡のこととお伝えしたいことがあります。事務局のスタッフはすべて無給の会員の有志で、週に1日だけとか、午後だけ数日、というように、実務協力をしているメンバーばかりです。前日に電話に出たスタッフが、翌日に必ず来ているということにはなりません。ときどき「昨日連絡してあるのに、どうなっているか？」とお叱りをいただく場合もあるようですが、必ずしもすぐ連絡がついていない場合もあるのです。こういう事情もご理解ください。

■本誌への投稿は大いに期待しておりますが、送られる原稿はぜひコピーをお取りください。原稿をお戻ししないことがありますので、よろしく。

■7、8月中の会員は、新規入会30人、退会員（逝去を含む）は10人でした。（10/09/16記）

（よしかわ ゆういち、事務局・本誌編集委員）

読者のために

◆普天間基地の解決を

千葉県千葉市 長谷好男
なんとしても普天間基地を国外へ！沖縄県民と大団結を！

◆命があつてこそ

大坂府高槻市 野口里子
急性心不全で命を失うところでしたが、お陰で無事生還できました。再び、市民の意見を手にとつて読めるようになり感謝しています。9条を守るにも命あつてこそだと痛感しています。命ほど大切なものはありません。

◆一切の軍備がない地球を

岐阜県高山市 白木 晃
皆様お変わりありませんか。85歳の歩行不能の一障害者。地球上の原発を含め核も一切の軍備のないこの地球上に生きとし生けるもの共存共栄できますように。

◆真実を伝える

東京都中野区 小林 裕
「市民の意見」は真実を伝えてくれる数少ない冊子です。

◆会報を参考にして

新潟県新潟市 石黒壽夫
ご活躍に心から敬意を表します。参院選挙（編集部注：7月11日）もがんばりましょう。会報を参考にしています。

◆沖縄問題を全国に

東京都練馬区 伊藤縫子
沖ナワの問題を全国の問題として運動をもりあげなくてはと思います。

◆少しでも多くの変化を

東京都町田市 湯沢優子
毎回、ニュース、内容の濃度に圧倒。つまり、いかに問題が山積みか。自分のことで必死、いっぱいなのに、ウーン、と…。政権交替あんまりひどかった前政権より、少しでも多くの変化がと、期待もしていますが、日米軍事同盟、安川寿之助さんの文（118号）を読んだことはが見つかりません。

◆多くの市民の犠牲が

京都府京都市 高橋千夏
戦争は多くの都市などを空襲して多数の市民をも爆死させましたが、戦争だから仕方がないと言つて葬りさるならば、その多くの人の命はむなしいものです。戦争で、戦地で亡くなった方がたに殉ずるものとして記念したいといつも思っています。

◆注意深く読んでます

千葉県市川市 佐々木善治郎
貴誌の論説、注意深く読んでおります。スタッフの方がたに感謝しております。

◆充実した内容を

東京都杉並区 岡田弥生
いつも充実した内容を有難うございます。

◆想像力を働かせて

京都府福知山市 早川 守
ヒロシマノート・沖縄ノートに想像力を働かせよう。市民の意見30の会と9条の会が一つになって大きなうねりとなるのを願つて：今こそ。平和の論議こそ、日本の行く道。

◆微力でもできることを

滋賀県大津市 岸野美奈子
鳩山内閣で少し明るさの見えたこの国が昔内閣でまた闇に入つていくようです。微力ですができることをやっつけていきたいです。

◆米軍基地の撤去を

神奈川県川崎市 石丸 功
普天間基地は移設ばかりが問題になっていますが、閉鎖し撤去すべきです。フィリピンのようにこの国から米軍基地を撤去することが平和への道です。

◆いつも有難う

愛媛県越智郡 森本栄二

いつも『市民の意見』を送ってくださいます。いつも有難うございます。心打たれる内容の記事が多くていつも楽しみにしています。これからもどうか頑張ってください。

◆声明に賛同します

奈良県奈良市 東 良江

「普天間基地問題についての第二声明」賛同いたします。ただし、私はインターネットはいつさいやっていません。携帯電話も持っていません。このような条件では生きづらい社会ですね。自分の足もとと相手の顔をしっかりと見ていきただけでは何か足りないものがあるでしょうか。いずれにしても、加害・被害の関係で成り立つこの社会をもっと緩やかな社会にしたい、少なくとも加害者の側では生きていたくないのでこの声明に賛同します。
『市民の意見』120号を読んで。

◆声明に署名

香川県高松市 松崎宏紀

「普天間基地問題についての第二声明」に署名しました。日米軍事同盟解消に賛成です。ただし、その場合、改憲することになるでしょう。日本人の力量では9条実現は覚束ないです。東北アジアの冷戦は終結してませんし。

◆池澤さんのカミングアウト

福岡県田川市 山下 弘

6・16集会(編集部注「池澤夏樹吉川勇一講演会」本誌121号参照)には出席することができませんでした。フリーダ、朝榮、安南、タカという、それぞれ境界に生きる人たちの軽みに立った市民的行動に感銘しました。「マシアス・ギリの失脚」「花を運ぶ妹」「静かな大地」より気に入った小説です。何より池澤さんが「べ平連」とカミングアウトしてくれたことが嬉しいです。

◆若者に広めよう

東京都渋谷区 松村忠之

若年層にもう少し運動がひろがりを見せるといいますが、何かキャンペーンでも組織したら如何でしょうか。

◆未成熟の民主主義

岡山県備前市 北川 寛

鳩山内閣はやはりだめでした。社民党も旧社会党のようになるのが気懸りです。日本国民はまだ民主主義が分かっていず、長いものにまかれる主義ですね。

◆日常に流されても

茨城県常陸太田市 古神篤子

田舎暮らしの日常に流されていて、会報が届いた時だけ社会に目を向ける有様です。

◆いつか活動に参加

神奈川県横浜市 八木充生

現在、失業プラス体調不良で引きこもっていますが、元気になったら活動に参加したいと思っております。引きこもっている場合ではない状況であるのは判っているのですが。

◆危険を感じながら

福岡県北九州市 松本昭文

「このままだと日本が危ない」とか「自主憲法制定」などと眉間に青筋をたてて怒っている姿こそ私は危険を感じています。

◆5月3日、参加しました

東京都豊島区 磯谷佳世子

5月3日午後、ひとりで平和パレードに参加しました。第2グループ「個人」の列に入りました。本当は市民の意見30の会の黄色い旗の後をついていきたかったのですが、混雑で見失いました。でも公式シユプレヒコールの合間に「普天間閉鎖！米軍出て行け！」と叫ぶことができてほっとしました。日比谷公園から鍛冶橋駐車場まで無事で最高でした。

「読者のおたより」の多くは、会費納入の際の郵便振替票に書かれているメッセージを使わせていただいています。掲載について署名を希望の方は、その旨余白に明記していただくと幸いです。

編集後記

◆今年の夏は異常な暑さでした。読者の皆さんのおかげんはいかがでしたでしょうか。高齢者にとつてのみならず、子ども受難の夏でしたが、この背後にはDVや貧困など女性の受難が常であり、社会的弱者が憲法の当たり前の生存権を行使できないこの世の中です。

◆5月に初めて日本軍南京虐殺の記念館を訪れましたが、9月にはソウルへ出かけ、日本軍により戦時性奴隷にされた女性たちが高齢になって共同して暮らすナムの家と、隣接の日本軍「慰安婦」歴史館に久しぶりに行きました。前日には戦時性奴隷だった女性たちの日本政府補償を求める、日本大使館前「水曜集会」に参加、歌あり踊りありで楽しい集会でした。戦後65年が過ぎゆきます。

◆菅直人政権が継続。市民運動出身であるにもかかわらず、沖縄問題・日米関係には保守を踏襲するこの首相を、注視していきましょう。(諸橋)

●編集委員 天野恵一、阿部めぐみ、有馬保彦、杉内蘭子、高橋武智、高岡甫雅(次号担当)、西田和子、野澤信二、道場親信、本野義雄、諸橋泰樹(本号担当)、吉川勇一、吉田和雄

●訃報 会員のご逝去の報をご遺族からいただきました。

畑野久江さん(神奈川県川崎市)

庄司宮子さん(東京都世田谷区)

中野純さん(東京都世田谷区)

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

会計報告

我が家の団地で時折お見かけする高齢のお母様と娘さん、この夏も暑い中、日課の散

歩を続けられていました。私はご挨拶を交わす程度なので、お2人が共に生きてきた時間をどのように過ごされてきたのかは知る由もありませんが、寄り添うようにゆつたりと歩く姿や穏やかな笑顔から、母から娘へのパトンの受け渡しがきつとうまくいったのだろうなあと思いを巡らせています。

さて、今期会計は8月に入ってから会費の納入が増加し、未計上の前号の印刷費23万円ほどを差し引いてもまだ少し赤字で繰り越せます。有難うございます。

今期の支出では消耗品費、編集費及び諸会費がいつもより多くなっていますが、詳細については注記をご参照ください。なお、121号より、「図書カード」は執筆者へのお礼用として購入しました。今後も毎回この程度の出費が続きます。ご了承ください。(上口)

市民の意見 30の会・東京 2010年7月～8月会計

(単位：円)

1. 収入	1,218,703
一般会費	369,500
協力会費	147,000
敬老会費	334,000
障害者会費	4,000
(会費小計)	852,500
カンパ	177,900
バザー等販売	1,420
受取利息(*1)	477
預り金	57,500
立替金精算	126,906
2. 支出	859,887
発送費	159,545
通信費	27,481
消耗品費(*2)	119,207
編集費(*3)	40,555
交通費	44,770
事務所費	110,000
光熱費	7,780
手数料	60,605
諸会費(*4)	45,000
雑費	7,636
立替金	126,308
預り金精算	111,000
3. 収支	358,816
4. 次期へ繰越	9,073,800
会基本会計	6,140,064
条約基金	176,715
F/I基金	2,665,820
預り金	91,201

注(*1) みずほ銀行普通預金利息。(*2) 発送用名入り角封筒製作費¥117,335他。(*3) 図書カード¥25,055、他の集会への参加協力費補助、資料用雑誌、パンフレット購入費他。(*4) 小田実さんを偲ぶ会分担金¥40,000、ヒロシマ第九条の会賛同金¥5,000他。

なお、121号の印刷費(¥234,423)の支払は9月となりましたので、次期会計に繰り越します。